

令和 5 年第 2 回定例会

麻 績 村 議 会 会 議 録

令和 5 年 6 月 6 日 開会

令和 5 年 6 月 13 日 閉会

麻 績 村 議 会

令和五年第二回〔六月〕定例会

令和五年第二回〔六月〕定例会

麻績村議会議録

麻績村議会議録

令和5年第2回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月6日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の説明	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○村長挨拶	6
○諸般の報告	8
○請願・陳情等の委員会付託	9
○議案第1号～議案第5号の一括上程、提案理由の説明	9
○散会の宣告	11

第 2 号 (6月8日)

○議事日程	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	13
○事務局職員出席者	13
○開議の宣告	14
○議事日程の説明	14
○一般質問	14

清 水 清 君	1 5
飯 森 茂 孝 君	3 3
塚 原 利 彦 君	4 7
宮 下 朗 君	6 5
茂 木 泰 男 君	7 9
飯 森 寛 志 君	8 6
宮 川 秀 俊 君	9 7
○委員長報告	1 1 4
○散会の宣告	1 1 6

第 3 号 (6月13日)

○議事日程	1 1 7
○出席議員	1 1 7
○欠席議員	1 1 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 8
○事務局職員出席者	1 1 8
○開議の宣告	1 1 9
○議事日程の説明	1 1 9
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 2 1
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第6号の上程、提案理由の説明	1 2 2
○議案第6号の質疑、討論、採決	1 2 3
○発議第1号の上程、質疑、討論、採決	1 2 4
○発議第2号の上程、質疑、討論、採決	1 2 5
○発議第3号の上程、質疑、討論、採決	1 2 6
○発議第4号の上程、採決	1 2 7
○閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）	1 2 7

○村長挨拶	1 2 7
○閉会の宣告	1 2 8
○署名議員	1 2 9

○ 招 集 告 示

麻績村告示第 27 号

令和 5 年第 2 回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 5 月 30 日

麻績村長 塚 原 勝 幸

1 日 時 令和 5 年 6 月 6 日（火） 午前 9 時

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（８名）

1 番 飯 森 茂 孝 君
3 番 宮 下 朗 君
5 番 飯 森 寛 志 君
7 番 清 水 清 君

2 番 塚 原 利 彦 君
4 番 茂 木 泰 男 君
6 番 宮 川 秀 俊 君
8 番 峯 村 賢 治 君

不応招議員（なし）

令和5年第2回麻績村議会定例会（第1日）

議 事 日 程（第1号）

令和5年6月6日（火）午前9時開会

開会及び開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告（村長報告3件、議員派遣結果報告、その他報告）

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第5号まで一括上程

議案第 1号 麻績村新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2号 麻績村新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免措置の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 令和5年度麻績村一般会計補正予算（第2号）

議案第 4号 令和5年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 5号 令和5年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（8名）

1番 飯 森 茂 孝 君

2番 塚 原 利 彦 君

3番 宮 下 朗 君

4番 茂 木 泰 男 君

5番 飯 森 寛 志 君

6番 宮 川 秀 俊 君

7番 清 水 清 君

8番 峯 村 賢 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１０名）

村 長	塚 原 勝 幸 君	副 村 長	宮 下 利 秀 君
教 育 長	加 瀬 浩 明 君	村づくり推進 課 長	塚 原 敏 樹 君
総 務 課 長	森 山 正 一 君	住 民 課 長	青 木 秀 典 君
振 興 課 長	塚 原 貴 志 君	観 光 課 長	宮 下 浩 保 君
教 育 次 長	臼 井 太 津 男 君	代表監査委員	飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長	塚 原 優 仁	書 記	堀 内 勝
--------	---------	-----	-------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（峯村賢治君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和5年第2回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

会議を開く前に申し上げます。村でも既に取り組まれていますが、さきの議会運営委員会で協議がされ、当議会においても地球温暖化防止対策、または節電に資するために10月31日までクールビズ対応で会議を行います。

なお、上着の着用については個人の判断といたします。行政関係の皆様におきましても趣旨をご理解いただいた上、ご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大予防対策としまして、議場でのマスクの着用、手洗いと消毒液による除菌、議場内の換気の徹底等を行います。

なお、傍聴される方におかれましても、感染予防に留意され、傍聴していただきますよう、お願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

報道関係者より、議会傍聴、撮影の申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、ご報告いたします。

事務局長より、議案等配付資料の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎会議録署名議員の指名

○議長（峯村賢治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則119条の規定により、2番、塚原利彦議員、6番、宮川秀俊議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（峯村賢治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

5月9日の議会運営委員会において、本日6日から13日までの8日間と決定しております。
お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日6月6日から6月13日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日6日から13日までの8日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（峯村賢治君） 日程第3、村長挨拶。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和5年度第2回麻績村定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ、ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

令和5年度も2か月余りが経過いたしましたが、ここで新年度に入りまして事業の進捗状

況等につきまして、主な事項について報告をさせていただきたいと思います。

まずは新型コロナウイルス感染につきましては、3年間にわたる感染拡大を繰り返してきましたが、インフルエンザと同類の5類となり、お祭り等の地域コミュニティや各種イベント、そして皆様の日常生活が元に戻るものと期待を申し上げるところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルスは消滅したわけではありませんので、高齢者や基礎疾患のある方はまだまだ重症化が予測されますので、注意を呼びかけてまいりたいと思っております。

65歳以上を対象とした第6回目のコロナワクチン接種につきましては、5月28日より集団接種が役場で始まりましたが、秋には5歳以上64歳以下の接種も行う予定でありますので、感染予防に向けて、接種を推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、桑山地区に建設を4棟予定しております若者定住促進住宅の建設につきましては、現在、造成整備事業の入札を実施すべく、事業を進めさせていただいております。

事業におきましては造成工事完了後、住宅の建設工事が計画されておりますので、早期の事業実施に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、福祉センター駐車場整備事業につきましては、整備工事も発注されまして、今後、福祉センターを利用される皆さんが安心して車を止められるように、早期の工事完成に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、子育てする保護者の負担軽減を図る上から、今年度より取組を始めました18歳以下の医療費の窓口無料化につきましては、各医療機関で順調に窓口対応が図られており、負担軽減につながっているものと思っているところでございます。

次に、障害者の皆さんの働く場所、福祉企業センターと安心な生活活動場所、山ぼうしの整備につきましては、昨年度、検討委員会が設置され、建設に向けての方向性につきまして検討され現在、建設に向けて、国・県の補助事業や施設の補助等について、職員の検討確認事務を進めておりますが、検討委員会では、ほか市町村の福祉施設の視察等も実施する中で、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、第1回臨時議会で予算をご承認いただきました国の子育て支援施策の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、支給をさせていただきましたし、シェーンガルデンおみの風呂の受水槽のタンクにつきましては、極力、お客の少ない6月下旬頃、宿泊客や風呂の入浴を止めて10日ほどの工事期間で実施を予定しているところでございます。

また、市野川浄水場の臭いの脱臭整備工事につきましては、工事契約をご承認いただき、

安心して使えるおいしい水道水として、早期完成に向けて工事に着手しております。

次に、聖高原の夏山の状況につきまして、コロナ禍の軽減により、特にゴールデンウィークはおおむね天候に恵まれ、釣り、ボート、スライダー等多くのお客様でにぎわいましたが、スライダーにおきましては、1時間ぐらいの待ち時間になるほど、多くの皆様にご利用いただきました。今後も天候に恵まれまして、多くの観光客に来場いただければと期待をするところでございます。

また上記以外にも、今年度は、住民票等のコンビニ交付システム事業、教育環境の整備、道路や農業水路の整備、旧聖高原ホテルの解体整備につきましても予定どおり推進に努めているところでございます。

議員各位におかれましては、各諸事業の推進に今後とも一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会におきましては報告、条例改正、補正予算等の案件を提出いたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に際しまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（峯村賢治君） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告第1号 第11期聖高原リゾート株式会社の経営状況に関する書類の報告について、報告第2号 第51期株式会社聖高原観光センター経営状況に関する書類の報告について、報告第3号 令和4年度麻績村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上3件については、既に配付してあるとおり、村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告についても、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） ないようですので、次に進めます。

◎請願・陳情等の委員会付託

○議長（峯村賢治君） 日程第5、請願陳情等の委員会付託を行います。

第5－1号 「介護保険制度の改善を求める意見書」の提出を求める陳情、第5－3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の採択を求める請願、これについては社会文教委員会に付託いたします。

◎議案第1号～議案第5号の一括上程、提案理由の説明

○議長（峯村賢治君） 日程第6、議案第1号から議案第5号までの一括上程をします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 令和5年6月定例議会に提出いたしました議案の提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 麻績村新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の条例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号 麻績村新型コロナウイルス感染症に係る介護保険の減免措置の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本件は、厚生労働省の通知により、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免について、納付期限の延長等を行うものです。

次に、議案第3号 令和5年度麻績村一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本年度も既に2か月が経過しておりますが、事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項につきまして、予算補正を行うものです。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず歳入について申し上げます。

使用料及び手数料では、総務費使用料の増額を補正計上いたしました。

国庫支出金では、衛生費国庫負担金、総務費国庫補助金、民生費国庫補助金、教育費国庫補助金の増額を補正計上いたしました。

県支出金では、衛生費県負担金、総務費県補助金の増額を補正計上いたしました。

繰入金では、聖高原別荘地上権分譲事業特別会計繰入金の増額を補正計上いたしました。

諸収入では、貸付金元利収入の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出の概要について申し上げます。

全般にわたり4月の人事異動等に伴う人件費、共済組合負担金の変動を補正計上いたしました。

その他、主な各款別内容を申し上げます。

総務費では、パートタイム職員の報酬及び手当、新型コロナウイルス感染症対応地域支えあい生活支援商品券事業の実施に伴う関係諸費、補助事業資金貸付金、村営バス修繕費、地方税共同機構負担金の増額を、退職手当負担金の減額を補正計上いたしました。

民生費では、非課税世帯等臨時給付金事業の実施に伴う関係経費、報償費、負担金、保育園における旅費及び保育所等業務効率化推進事業の実施に伴う関係経費の増額を補正計上いたしました。

衛生費では、扶助費、報償費、事業費の増額を、委託料の減額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、使用料及び賃借料の増額を、パートタイム職員報酬及び手当の減額を補正計上いたしました。

商工費では委託料の増額及び財源組替えを補正計上いたしました。

土木費では、繰出金の増額を補正計上いたしました。

消防費は需用費の増額を補正計上いたしました。

教育費では、旅費、役務費、文化財設備整備に係る補助金、小学校における旅費、委託料、中学校における備品購入費、地域スポーツクラブ活動体制整備事業実施に伴う関係経費、博物館における元気づくり支援金事業の実施に伴う関係経費の増額を、中学校における需用費、役務費、公課費の減額を補正計上いたしました。

予備費では、歳入歳出の調整を行いました。

補正額は3,790万円を増額し、補正後の歳入歳出総額は28億7,200万円となります。

次に、議案第4号 令和5年度麻績村聖高原別荘地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では財産収入及び諸収入の増額を補正計上いたしました。

歳出では需用費及び繰出金の増額を補正計上しました。

補正額は244万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出総額は344万3,000円となります。

次に、議案第5号 令和5年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、繰入金及び村債の増額を補正計上いたしました。

歳出では、維持管理費の負担金及び建設改良費の村単事業工事請負費の増額を補正計上いたしました。

補正額は1,665万円増額し、補正後の歳入歳出総額は4億1,815万円となります。

以上議案5件です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は、上程のみとし、審議、採決については6月13日予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（峯村賢治君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

令和5年第2回麻績村議会定例会第1日目を終了し、本日はこれで散会といたします。

この後、直ちに委員会室において全員協議会を開催し、上程しました議案の内容説明を受けますので、移動をお願いいたします。また、全員協議会后、社会文教委員会を行います。
大変ご苦労さまでした。

散会 午前 9時16分

令和5年第2回麻績村議会定例会（第2日）

議 事 日 程（第2号）

令和5年6月8日（木）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1 番 飯 森 茂 孝 君

2 番 塚 原 利 彦 君

3 番 宮 下 朗 君

4 番 茂 木 泰 男 君

5 番 飯 森 寛 志 君

6 番 宮 川 秀 俊 君

7 番 清 水 清 君

8 番 峯 村 賢 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村 長 塚 原 勝 幸 君

副 村 長 宮 下 利 秀 君

教 育 長 加 瀬 浩 明 君

村づくり推進課長 塚 原 敏 樹 君

総 務 課 長 森 山 正 一 君

住 民 課 長 青 木 秀 典 君

振 興 課 長 塚 原 貴 志 君

観 光 課 長 宮 下 浩 保 君

教 育 次 長 臼 井 太 津 男 君

代表監査委員 飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長 塚 原 優 仁

書 記 堀 内 勝

書 記 臼 井 孝 夫

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（峯村賢治君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席委員8名全員です。定足数に達していますので、令和5年第2回麻績村議会6月定例会第2日目を開会いたします。

傍聴される方をお願いいたします。

6月定例会より、動画のユーチューブ配信を予定しております。傍聴される方も映る可能性がありますので、あらかじめご承知ください。

また、新型コロナウイルス感染拡大予防対策といたしまして、手洗いと消毒液による除菌、議場内の換気の徹底を行います。傍聴される皆様におかれましても感染予防に留意され、傍聴していただきますようお願いいたします。

報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申出があります。これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎一般質問

○議長（峯村賢治君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は7名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおり、発言をお願いします。
それでは、順番に発言を許可します。

◇ 清 水 清 君

○議長（峯村賢治君） 初めに、7番、清水清議員の一般質問を許可します。

清水議員。

○7番（清水 清君） 7番、清水清です。

さきに通告いたしました3項目について一問一答形式でお尋ねをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の対策についてお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染症についてお尋ねをいたしますが、現在までコロナ感染症対策に関わった全ての関係者に感謝と敬意を表し上げるところでございます。

令和2年2月、中国武漢から発生し、全世界の人々の生活は一変した新型コロナ感染症ですが、3年余の年月が過ぎ、大きな転換点を迎え、ようやく先が見える状況かと思われます。現在の状況をどのように捉えているかお尋ねをいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 質問に対しましてお答えを申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては3年間にわたり感染拡大を繰り返しまいりましたけれども、インフルエンザと同類の5類となり、社会におきましては、まだまだ警戒心はあるわけでございますけれども、地域経済や地域コミュニティー、お祭りや各種イベントの開催、また、村の行事におきまして、そして皆さんの日常生活が新型コロナウイルス感染前に戻ることを期待をしているところでございます。

しかしながら、コロナウイルスは消滅したわけございませんので、今後におきましても高齢者、基礎疾患のある皆さん方におかれましては、重症化も予測されているところでございますので、当面注意喚起を図ってまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしましても、早い時期に、高額でなく、手軽に購入できる、特効薬、飲み薬等が開発されればと願っているところでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 現在までコロナ感染症により、麻績村において大きな事案もなく、穏やかな麻績村でよかったなというふうに思っているところでございます。今の村長の答弁のとおり、特効薬の薬が手に入ることが望まれると、私も考えておるところでございます。

次に、感染症法が2類から5類に引下げ、5月4日から実施され、はや1か月がたちました。季節性インフルエンザと同じ5類となったわけでございます。脱マスクをはじめ、一日も早いコロナ感染症以前の生活に戻る日を望んでいるところでございます。

今後の村としての対応、予防対策をお聞かせいただき、また、保育園、小学校、中学校での対応も併せてお伺いをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、私のほうからは村としての対応をお答え申し上げます。

令和5年5月8日に課長会議が開催され、国の動向、長野県新型コロナウイルス感染症対策本部並びに長野県教育委員会の通知を基に、今後の新型コロナウイルス感染症について協議をいたしました。麻績村におきましても、国や県の方針に準ずる確認をしたところでございます。

その協議内容を基に、庁舎内や出先機関の亚克力板、パーティション等の撤去を行ったところでございます。あわせて、今後の基本的感染症対策について、職員に周知し、各自が対応しているという状況となっております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） それでは私のほうから、保育園、小学校における対応についてお答えをさせていただきます。

原則として国や県からの感染症対策ガイドラインに沿った対応を行っております。具体的には、罹患した場合の出席停止期間や学級閉鎖の条件、健康観察や清掃、消毒、換気、マスクの着用などです。感染予防としての手洗いや咳エチケット、手指消毒、換気については従来どおり日常的に取り組んでおります。

また、マスクの着用についてですが、保育園では、園児はもともとマスクの着用は求めておりません。保育士や送迎等の保護者においても本人の判断とはしております。ただ実際的には、保育士ほぼ全員が室内ではマスクの着用をしているところであります。

小・中学校においては、個人の判断としております。実際は着用している児童・生徒は半数ほどということで、教職員につきましては室内での着用率という部分は高くなっております。

す。

次に、給食ですが、保育園は各保育室で距離を確保した上で対面により食べています。小学校では、各教室で実施しておりますが、今月中旬頃から、ランチルームでの全体給食に戻す予定としております。

中学校は、ランチルームでの全校給食をただいまも実施しておりますが、従来設置しておりましたパーティションは、なしといたしました。

黙食については、制限を特にしておりませんが、児童・生徒は、黙食に慣れたせいか、大きな声でしゃべるような子供の姿は見られません。

また、登園、登校に際しての健康観察につきましては、保育園と小学校では健康観察カードを使ったチェックを行っておりますけれども、中学校につきましては、検温を推奨すること、チェックシートの提出は求めておりません。

以上、基本的な感染対策を継続実施する中で、コロナ前の活動に戻していくようにしております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 今のご答弁では、国並びに県の方針に従って対応ということでございまして、私も理解をいたしております。また保育園、小・中学校でも、細心の注意を払っての対応をしていると受け止めました。今後とも、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、予防接種の対応についてお尋ねをしたいと思います。

年代により、接種対応の違いはありますが、本年度においても村主導で対応がされ、無料とのことでございます。拡大防止に当たっては、接種見込みはどうか、まだ始まったばかりかとは思いますが、予想はどんなもんかお尋ねをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、今現在のコロナワクチンの予防接種の関係でお答えをいたします。

こちら5月末現在の状況でございます。春開始接種対象者ということで、こちらは65歳以上の方、また基礎疾患をお持ちの方になるんですが、こちらで把握しているのは、65歳以上の方ということで、サンライフおみの方を含む対象者数1,065名いらっしゃいます。そのうち、5月末で接種済みの方は、463名の方が接種済みとなっております。ですので、接種済み率は43.8%という状況でございます。

また6月以降も、村内の医療機関、または6月4日に保健センターにて集団接種を行いましたので、今後も接種率は増えるというふうに、推移を見ているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 一番は個人の判断を尊重するということによろしいでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） こちらとしては、できる限り努力義務ということでお願いをしているんですが、やはり一番は、ご本人のご判断にお任せというのがやっぱり優先順位が高いものですから、その方が希望されるかされないかは、やはりご本人の判断に委ねられるというのが一番だと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 理解はいたしました。

次に村民への情報提供並びに周知についてどのようなお考えかご質問をさせていただきたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、村民の皆様への周知ということでお答えさせていただきます。

まず、紙媒体といたしましては、広報おみによるもの、また65歳以上の方宛てへの個別によるお知らせによる周知をしてまいりました。

また、音声媒体につきましては、広報無線でのワクチンの春接種のお知らせ等の周知、またインターネットでは、村のホームページ内での周知や、電子版の広報おみでのワクチン接種の周知を行いました。それ以外にも、保健補導委員会開催時に周知をしてまいりましたところでございます。

今後も、その都度、広報無線や紙媒体等を使いながら、皆様に周知をしていくという流れで考えております。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） タイムリーな対応を継続してお願いしたいと思います。

そして、以前もそうだったですが、相談窓口につきましては、従来のおり不安解消のためにも、引き続き、開設をしていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

次に、ウィズコロナ対策として、現在疲弊しておる地域経済の活性化として、村内の中小企業者等への支援の考えはないか。また、村民への村からの独自の支援はないかお尋ねをしたいと、こんなふうに思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからウィズコロナということで、アフターコロナの対策等についてお答えさせていただきたいと思います。

村では国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、麻績村の新型コロナウイルス感染症対応地域支えあい生活支援商品券の配布を第4弾ということで、おみぼん商品券でございますけれども、7月に配布する予定としております。

目的でございますけれども、今、議員おっしゃられるとおり、村内業者などへの経済対策支援、それから、物価高騰に対する住民への生活支援ということを目的に商品券を発行することでございます。

計画の内容につきましては、住民1人当たり1万円ということで、年末までに使える期間ということで配布をする予定としております。

現在のところ、この交付金を活用して村として生活支援それから事業者支援をしていくということで、村単独での、新たな財源を使ってということは今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） おみぼん商品券の配布、1人1万円、7月からというようなことで6月の補正、議会にも議案として計上されて、頂く方々は感謝をされておるというふうに思っておりますが、その臨時地方交付金でございますが、これは、1つは国の支援の一環だと私は理解をしているわけでございます。

県では、6月補正に、ちょっと中身は違いますが、物価高騰対策として、LPガス料金の負担軽減等、暮らしを支える支援を考え、6月補正予算に計上するというようなことも言われております。できるならば、村独自の考えはないか、お聞きしたかったわけでございますけれども、現在は村独自では、今のところは考えていないというご答弁でございます。

そこで、現在置かれている状況でございますが、燃料は全国で長野県が一番高いと。また、6月には物価高騰も、値上げもかなりしておるというような状況、そして以前は、筑北村との共同の燃料券も支援をいただいた経過もございます。そういう方々が本当に喜ばれています。ですので、できる限りで結構ですし、また私も以前に独自の提案をさせていただきました

た。

それは、水道料金の基本料金の期間限定に関わる減免はどうかということでございます。これは公平性も高く、軽減経費も格安で済むという状況、また、そんなことを提案はさせていただきますましたけれども、もちろん村の財源でございますので、貴重な財源の一部ですので、他の自治体の支援状況も踏まえていただいて、ご検討いただければというようにご要望だけ申し上げておきたいと思います。

いずれにいたしましても、コロナ感染については、医療関係者はまだ先が見えない状況で、第9波が起これなければよいなという危機感を持っております。個人の意識を持つての行動が重要かと感じておる次第でございます。

次の質問に移らせていただきます。

次の質問でございますけれども、現在どこの市町村も少子化による、子供は地域の宝として子育て支援が重要施策として対応されております。保育園の期待や注目度も高まっているところでございます。

そこで、麻績保育園の職員体制と運営についてお尋ねをしたいというふうに思います。

まずは園児数、保育園職員数、園の開放時間についてお聞きいたします。4月に、資料を頂戴をいたした中での数字でございますが、園児数でございますが、年長13名、そして、年中13名、年少14名、未満児13名、2歳児が7名で、1歳児6名と、合計53名のお子さんをお預かりをしているという報告をいただいております。

保育園の職員数についての確認でございますけれども、4月1日の職務分担表では、正規職員、園長を含めて4名、会計年度職員の常勤職員1名、その他会計年度職員10名、そして管理栄養士、調理師、総勢18名のスタッフの名簿が掲載されておりました。その18名により園運営を行っているということでよろしいでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えいたします。

まず園児数であります。園児数につきましては、清水議員のとおり、年長13名、年中13名、年少14名、未満13名の計53名となっております。

また職員数につきましては、先ほどの職務分担表での人数ということでご質問があったわけなんですけれども、短時間勤務職員数については、職務分担表のほうには掲載していない職員もありますので、実際には次のとおりとなります。

正規職員は園長含めて5名、常勤の会計年度任用職員が5名、給食調理職員が栄養士を含

めて3名、保育園の延長保育担当職員が3名、ほか、必要に応じて保育を補完する会計年度任用職員5名ということで総勢21名という職員で運営しております。

現在クラスが5クラスありまして、職員4名と経験豊富な会計年度任用職員がクラス担任になっております。未満児においては、その補助として各クラスに1名、3歳以上児クラスは支援の必要と思われる子に加配保育士をつけるなどして、国の基準以上のきめ細かい保育に努めているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 21名というような数字もいただきましたけれども、恐らくこれは職員がお休みになったときの補充だとか、常時ということではなくて補充的な要素も含まれておるのではないかなというふうに推測いたしますが、いずれにしても、手厚い支援をいただいておりますというふうに理解をいたします。

それで、保育士の方々は、昼食も園児を見守りしながらの対応、それから、休憩時間も取れない状況、トイレも自由に行けなく、膀胱炎、腰痛など職業病ともいわれる、まだまだ判断のできない園児を見守り、集団生活を身につけさせる大変な職務であり、感謝をしているところでございます。

そこでお尋ねをいたします。

認可保育所の配置基準は、現在、報告保育士1人当たり、子供の人数、0歳児は3人、1歳から2歳児は6人、3歳児、年少は20人、4歳児、5歳児、年中、年少ですが、これが30人となっております。国の配置基準をクリアをしているか、そこもお尋ねをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 先ほどのとおり、国の配置基準をクリアした中での職員体制を整えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 次に、細かいことをちょっとお尋ねいたしますけれども、保育園の運営時間、延長保育時間を含めてお尋ねをしたいと思います。朝は何時から開園し、午後は何時までの開園をしているか。それから、通常保育は午前8時半から4時半までとして、理解してよいか、延長時間は朝7時半から午後8時半までで、4時30分から6時30分までの2

時間の時間が延長保育の対象というふうに理解していいか。そうすると、延長時間は3時間可能かというふうにも思いますが、その辺、一括してお答えいただければと思います。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） それでは、延長時間を含めた保育園開園時間ということですが、開園時間につきましては、午前7時半から午後6時30分までということで11時間保育に対応しております。

基本は11時間保育で、現在14名が対象となり、8時間保育で足りる方は、8時間保育として認定し、現在39名が利用しています。8時間保育の方でも、都合によりピンポイントで延長保育を希望する方の要望に沿うよう、朝7時半30分から8時30分までと夕方4時30分から6時30分までの間、延長保育として対応しております。

また緊急での延長保育ということも考えられますので、それは随時受け付けております。

延長保育としてご利用されている方は、令和4年度実績で延べ72名、実人数40名ということでした。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 私の今の答弁の理解では、延長保育の関係についてちょっとお尋ねしたいですが、実際に保護者の方々が松本市や安曇野市のほうへ、すなわち村外のほうに働きに行かれている親もいると思います。そういう方々にしてみれば、この延長保育というものをうんと大事に考えておられるようでございます。

全体としては、何人くらいおいでになるか、数字的に分かりましたら教えていただければと思います。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 延長保育としてご利用されている方は、先ほどもちょっと答弁いたしましたが令和4年度実績で延べ72名、実人数的には42名ということで、令和5年度の延長保育の利用者数は現在のところ18名という形となっております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 5年度については18名ということで、53名中18名の方が延長時間を利用しているというふうに考えれば、計算すると約3割ぐらいの方が延長保育を利用されているというふうに理解をいたすところでございます。

ちょうど、また後ほどその件にもちょっと触れますが、保育料については、3歳児以上は無料で、未満児のみが保育料対象者と考えてよろしいでしょうか。また、保育料の支払いの対象者は何名でしょうかお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えいたします。

保育料であります。保育料の徴収は、未満児のみが対象となりますが、年収360万未満のご家庭と第3子以降は免除となりますので、現在は9名の方から保育料のほうをいただいております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員どうぞ。

○7番（清水 清君） すみません。

未満児の入園希望者につきましては、基準を満たしていれば、希望園児は断りなく入園されるかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えいたします。

保育園は入園が義務ではありませんけれども、入園希望者につきましては全員の就労状況等の書類を添付して、入園認定申請をしていただくことになっております。

受付後は所得状況や家庭環境等を配慮して決定してまいりますが、麻績村には幼稚園あるいは認定こども園等がなく、児童福祉施設が麻績保育園1か所しかないため、ご家庭の状況や保護者の意思確認の上、受入れが可能な限り、保護者に寄り添う形で極力入園を認めているものでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 保育者の育児休暇は、公務員は3年間取得可能でございますけれども、人によっては、経済的な問題等、保護者の意向で短い人がいることも承知しております。働き方改革、女性活躍、社会変化も多ございます。

しかしながら、育児休暇は、多くの中小企業では1年というような期間の企業も多い状況でございます。大きな会社、大きな病院等は、人材確保の観点から、自前で託児を設けているところもございます。

このような状況の中で、麻績保育園では、未満児を含めて待機児童はいないと理解してよ

ろしいでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、現在のところを待機児童という形ではおりません。麻績保育園につきましては、先ほど清水議員のおっしゃられるとおり、民間では1年の育休ということもありますので、生後8か月から受入れ可能としております。今年度の入園児童につきましても未満児の児童の割合は多くなってきているというところであります。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 次に、園内での園児の人権擁護すなわち、虐待・体罰についてお尋ねいたします。

昨年の夏以降、園児の送迎バス置き去り問題から、虐待・体罰、全国的にも社会問題となってきました。最近では、県内でも発生いたしました。麻績保育園では、園内において、園児に対しての人権を守らない、虐待・体罰と思われる事案はございませんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えいたします。

園児の人権擁護ということで虐待・体罰の部分でありますけれども、現在のところ、麻績保育園におきましては、体罰、虐待の事案はありません。

園児の人権擁護につきましては、おっしゃられるとおり全国においても不適切な保育としての事案が相次いでいるところでありますけれども、保育所保育指針に基づき、子供の安全・安心が最も配慮されるべき保育園におきましては、虐待はあってはならないこととして、全国の事例を職員間で検証する中で、改めて虐待の発生防止の徹底に努めておるところであります。

その際、始めは虐待事例にそのまま結びつくようなものでなくても、少し気になりつつ、見過ごしてしまうような不適切と思われるような保育につきましては、それが繰り返されていくうちに、常態化し、問題が深刻化し、虐待につながっていくことということも想定されます。

そのようなことの中から、職員会、あるいは園内研究を行う中で、保育の内容や進め方、園児との関わり等、職員間で気づきを出し合い、虐待や体罰のない質の高い保育のほうに心がけておるところでございます。

ただ、不適切な保育につきましては、保育の場面、場面によっても解釈が異なってくるのが想定されます。大きな声、あるいはやや強い口調での指導については、子供の心理的影響を考えると不適切ということも言えますけれども、事故防止あるいは危険防止などの観点から見ると必要な指導である場合もあります。保育士が不適切保育を恐れるあまり、指導をセーブすることになってしまえば、それも適切な保育にはつながらないかと考えております。

子供の人権を守り、健やかな成長を促す保育の実施のためにも、随時、職員間での研さんが必要で、保育園のほうではこの5月に国が定めた再発防止ガイドラインをはじめまして、全国保育士会が作成した「保育所・認定こども園における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を取り入れて、具体的な事例をチェックリスト形式で確認し合い、虐待や不適切保育の防止に活用しております。

また、気になったことにつきましては、保育士同士がお互いに声を掛け合うことができるような職場の環境の構築、あるいは保護者の声が届きやすい雰囲気づくりというところに努めておるところでございます。

加えて、家庭における、体罰あるいは虐待があった場合に早期に発見できるよう、家庭における園児の状況を注意して見ているところでもあります。また虐待が疑われるような事案が発生した場合につきましては、状況を正確に把握した上で、村や県に設置されている相談窓口、あるいは担当部署に対して、把握した状況を速やかに情報提供し、子供の安心安全を大事にした対応を取っておるところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 参考までに申し上げますと、本年4月、こども家庭庁が内閣府の所管で発足いたしました。その家庭庁の調査結果では、昨年4月から12月までの間に、園児への不適切保育が全国で914件、長野県では55件あったと公表をいたしました。

次に、職員の研修についてお尋ねをいたします。

先ほどの質問の不適切保育とも関連をいたします。毎年、職員支出、研修会の参加に対する予算が計上されておりますが、どのような研修をされ、どう生かされているかお聞きをいたします。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 職員研修につきまして答弁いたします。

職員の資質向上につきましては、質の高い保育に欠くことができない要件です。職員は保

育所内外の研修を通じまして、保育士、栄養士、調理員、支援コーディネーター等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な研修を受けるように努めております。

令和4年度においては、保育士関係で20回、給食関係で4回の研修を受講いたしました。

主な内容としては、新規採用職員研修、中堅職員研修、郡の保育所参観研究保育、保育士のキャリアに応じたステージ研修、公立保育園等トップセミナー、保育ドキュメンテーション研修などであります。

研修を受けた職員につきましては、研修内容について職員会等で報告し、機会を設け職員間での情報を共有し、日々の保育に反映させるようにしておるところであります。

加えて今年度からは中信教育事務所より、特別支援教育推進員を講師にお招きしまして、定期的に研修を実施することにしており、特に支援を要する子に対し、適切な保育を行い、スムーズに小学校につなぐことができるよう、職員のスキルアップを図っているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 研修の成果も園で発揮されているというお話でございます。ぜひ、継続をしていただきたいと思います。

そこで一つ、提案をさせていただきますが、10年ぐらい前までには、当時北部3村による保育士の人事交流もした経過もございます。近年、若い保育士さんも増えてきております。人事交流もスキルアップの1つの手段であるというふうに思います。他村の関係もございますので、すぐというわけにはいきませんが、それもひとつ研究をしていただければ、若い職員も刺激になるかというふうに思いますので、提案とさせていただきます。

次に、園内では親などの悩みや相談に対するコーディネーター的な役割を果たす体制は取れているかお尋ねをいたします。

この問題は、以前に県保育連盟の上層部が、長野県知事に保育園でのコーディネーターの配置並びにそれに伴う支援をいただきたいとの陳情をした新聞記事を目にいたしました。近年は、支援の必要なお子さんも、増えているようでございます。その辺の対応がどうなっているかお尋ねをいたします。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 現在保育園でのコーディネーターは、支援コーディネーターとして園長経験もあり、長年保育に従事していた職員を充て、必要な園児に必要な保育が受け

られるように、また、その子に適した環境で穏やかに伸び伸びと過ごすことができるように、保護者の考えを踏まえた中で各方面と連携を取りながら、また、卒園後を見据えて、一貫教育の見地からも、小学校との連携を密にして進めているところであります。

加えて、教育委員会の子育て支援コーディネーターが出向いての相談事業や、外部の作業療法士を加えて、支援を要する子供に対してのサポート事業、また、保育園でのペアレントトレーニング等を通じた保護者の悩み事への寄り添い、母子保健担当保健師との情報共有などを、まずは外部の専門人材を活用し、現在の職員配置の中で実施していくことといたしております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 進められているというふうに理解をいたします。

保育園についての最後の質問です。

これは特に私は力を入れていただきたい部分でございます。外部有識者による、第三者評価制度についてお尋ねをいたします。

私が調べた保育園では、言葉は違っていても多くの園で実施をされております。私もかつて、老人福祉施設で働いたことがございます。その時代、外部人材による評価を実施いたしました。その狙いは、利用者は、お世話になっていることから、家族がなかなか施設の不満や意見を言えないということから、当時の多くの施設で実施をしたことを参考にさせていただきました。

麻績保育園の実態をお尋ねをいたします。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 麻績保育園の実態ということであります。

現在保育園では、保護者の子育て支援や子供の健全育成、またさらなる資質向上のため、社会福祉法第82条の規定による、苦情を含めた意見、要望窓口を設置し、意見や要望に対し、適切に対応する体制を整え、保育園入り口ほか2か所に掲示しておるところであります。

具体的には、法の定める問題解決責任者と受付担当者は保育園長を、第三者委員として園長経験のある村民の方を充てており、意見要望の受け付けは、受付担当者である保育園長が随時受け付けておりますが、第三者委員会に直接申し出ることもできるものであります。

第三者委員は苦情解決システムとも言えます。現在保育園と整備している相談窓口は以上という形になります。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 今初めて知りましたが、第三者委員として、保育園の園長の経験のある方に携わっていただいているという理解でよろしいですか。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） はい、大丈夫です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） そうするとまずちょっと私の思っていた認識とは多少は違いますけれども、当村には、村立の保育園が1つしかないわけです。保育者が園を選択することができる環境ではありません。したがって、外部評価を受け、さらなる保育士の質の向上、自立を図るべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 外部評価の導入の考え方ということでご質問がありましたのでお答えいたします。

保育の質の向上につきましては、まず第一に自己評価を確実にを行い、常に自らの保育を振り返り、その結果を職員間で共有、また子供への理解を深めていくことが保育の充実につながり、保護者との信頼関係を築いていくことになると思います。

保育所の自己評価は、職員一人一人の自己評価が基準となりまして、研修や事例研究、協議などを通じて確認し、話し合うことで、保育所の課題についての共通認識を深めていき、常に問題意識を持って保育計画に生かしていくことが保育所の認識を高めることにつながっていくと思われます。

その上で、外部評価を行っていくことがさらなる保育の質の向上につながっていきます。外部評価につきましては、東筑摩郡内でも実施している村があり、不適切な保育問題などの背景もありまして、今後はより多くの保育所において実施されている方向と思われます。

村としては、外部評価を実施していくに当たっては、保育園以外にも、児童クラブなど、保護者の選択肢が限られるものに対していくことも必要と考えております。

今後、評価の客観性、透明性を高め、施設サービスの質の向上や開かれた施設に向けての手段として、自己評価、利用者評価、第三者評価を組合せて検討を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 教育長にお尋ねいたします。

幾つか実施されるか、お答えをいただきましたけれども、前向きな姿勢は理解いたしますが、これは時代が求める、問題だと思います。今、いつからという、ご発言はいただけませんでした、認識は共有したというふうに私は感じました。

ですので、ぜひとも専門の方々やそういう方々と話し、また、もちろん現場も大事だと思いますので、現場とも協議して、このことを進めていっていただきたいと。

それは先ほど私申し上げたように、当村には1つの保育園しかないと、親が選択ができないという、そこにもつながってくる、こういう、問題だと思いますので、前向きに検討をしていただいたらありがたいなと、そして保護者の皆さんと上手なコミュニケーションを取っていただき、少子化が進む中、子育ては麻績村でというような村の政策の一助になっていただき、期待をしたい。これをもって、保育園の質問は終了させていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に村内の道路を環境についてお尋ねいたします。

時間の都合もございますので、この問題につきましては昨年と全く同じ内容で質問をさせて、その後1年たって、現在はどうかということでございます。

まず国道403の下井堀、中島橋、それから、国道403の本町、聖高原方面の現状と今年度の予定とその辺を踏まえてご説明いただければありがたいなというふうに思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まずは、国道403号の整備状況及び今後の予定でございますが、松本建設事務所に確認した内容を申し上げたいと思います。

まず初めに、国道403号下井堀、中島橋の区間でございますが、実績としまして、令和4年度におきましては、下井堀地区側から中島橋方面に向けての約850メートルにつきまして、地形測量を実施をしてございます。引き続きまして、詳細設計、路線測量が発注済みとなっておりますというところでございます。

令和5年度の予定でございますが、詳細設計、路線測量を進めまして、地元の皆様に計画の定着を図っていくということでございます。令和6年度以降でございますが、用地測量や物件調査を実施後、用地補償を進めまして、できるだけ早く工事に着手したいという形で回答をいただいております。

続きまして、本町交差点から聖高原間という形になろうかと思いますが、令和5年度の予

定につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

令和5年度におきましては、用地買収、物件補償を継続して実施をするとともに、令和4年度の繰越事業で行っています工事でございます。延長220メートルを完成させるということでございます。工事箇所につきましては、ご承知いただいているかと思いますが、梶浦地区で行っている工事箇所でございますのでよろしくお願いいたします。

令和6年度以降でございますが、残りの用地買収、また物件補償を進めまして、道路改築工事の進捗を図るという形で回答をいただいておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 我々村民からしてみれば、一刻も早く工事に着手していただきたいという願いを持っておりますけれども、なかなかその前段階が非常に長いなというふうには感じます。ぜひとも、交通事故がないような状況で完度までなれば、ありがたいなというふうに思います。

高齢者が免許証の返納等により、自分の足で、各方に電動シニアカーを使用される方も大変増えてきております。歩道整備等の安全対策に、配慮を求められております。

麻績インター開設から、本年30年経過しました高速道路の通行止めの際の迂回路、そして防災の観点からしても、早期改良が求められております。今後、機会を捉えて期成同盟会をはじめ、強力に進めていただければというふうに感じているところでございます。

次に、村道の安全対策の推進についてお尋ねいたします。

通学路の注意喚起、カラー舗装等を昨年実施していただきましたが、引き続き実施の予定はありますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをしたいと思います。

村道の維持管理に係る部分の安全対策という形でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○振興課長（塚原貴志君） 維持管理につきましては、ご承知のとおり村内路線各所、修繕等を行っているわけでございますが、安全管理につきましては、昨年度行ったものにつきましては小学校付近の村道に、通学路の文字標示及び児童横断箇所につきましては、カラー舗装を実施してございます。

また、本町の住宅団地内の村道舗装の舗装面につきましては、イラストによります子供の

飛び出し注意というようなペイントも行っています。

ほかの4路線につきましても外側線及びセンターラインの引き直しを実施をさせていただいてございます。今年度につきましても、必要箇所に安全対策を引き続き行ってまいりたいと考えているところでございますのでよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 一遍に全てをできるわけではございませんが、緊急度の高いところから進めていただきたいと思います。私も自分の目で確認をして、努力している姿は、理解をしているつもりでございます。

もう一点でございますけれども、大型事業になることも理解できますが、高畑野口線の改良も10年を経て、完了のめどが立ったわけでございます。

そこで、私といたしましては、叶里から上町の間、麻績上第14号、延長約400メートルでございますけれども、この道路について改良すれば重要な幹線道路となるというふうに考え、利用度はさらに高まると思います。

分からない方には、叶里から上町の県道と国道を結ぶ間の村道です。現在進めてきた道路改良は、地元からの要請によって進めてきたものも多いと思いますが、村が主導しながら、実施を考えるべきではないかというふうに思っております。過疎計画にも計上はされております。住宅等構造物が建設されないうちに、改良すべきだというふうに考えております。

確かに大型事業になろうかと思えます。電柱補償だけでも何百万、何千万という金額にもなろうかと思えますので、金銭的な面、それから利用の状況、その他もろもろ、あろうかと思えますけれども、昨年もこの質問をさせていただきましたが、1年経過たちましたところで、現状がどうかお尋ねをしたいと。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは改良計画につきまして、お答えをさせていただきたいと思えます。

議員おっしゃる路線でございますけれども、国道43号と主要地方道丸子信州新線を結びます路線であります。最小の車道幅員につきましては3.7メートルということでございまして、大型車が通行する場合には擦れ違いが難しい状況もあることは承知しております。

また麻績インターチェンジからシェーンガルデンおみへ向かう場合の案内看板につきまし

ては、この道路を案内していることもありまして、観光路線としても重要であると考えておるところでございます。

道路幅員の確保、通行される皆様の利便性向上と安全性確保の面から、今後、道路改良実施に向けた調査研究を進めてまいりたいと考えております。しかし、おっしゃるように事業実施には、費用面の部分と、あと、不可欠となります地元区、また地権者の皆様の協力が必要となります。それぞれのご意見をお聞きする中で、計画立てを進めてまいりたいと考えているところでございます。

また事業費につきましても、先ほど申し上げたように、大きな数字となるわけでございます。国庫補助の活用ですとか、過疎債の活用等々、財政面におきましても併せて検討してまいりたいと考えているところでございますのでよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 簡単にはいかない案件だと理解をしております。粘り強い交渉、あるいは関係機関との調整等、そんな住民からの声もあるということを理解していただきたいと思います。

私の質問の最後になりますが、村長にお尋ねをいたします。

さきの県議会議員選挙で、東筑摩郡出身の唯一の現職議員が惜しくも当選できず、国道改良をはじめ、砂防工事等、麻績村の村政推進に痛手となったと私は感じております。今後に向けての村のトップリーダーとしての差し支えない範囲で結構でございます。一言いただけたらありがたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 議員さんが今、ご質問したとおり、松本市と同じ選挙区になる以前から、長年東筑摩郡の県議として、各種事業の推進に大変お力添えをいただいていた県議が、当選を果たせなかったということは、東筑摩郡にとっては大変残念な思いをしているところでございます。

道路等の同盟会等におきましては、現地をよく把握している顧問としてご尽力をいただいておりますが、今後におきましては東筑摩郡のことを気にかけていただける県議に、同盟会等では多面的にお力添えをお願いしていくというようなことで、今、検討を進めているところでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 7番、清水清議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 飯 森 茂 孝 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、1番、飯森茂孝議員の一般質問を許可します。

飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 議席番号1番、飯森茂孝議員です。

本日の一般質問は、さきに通告いたしました新型コロナ感染予防対策について、そして、防災対策について、物価高騰に対応した支援について、そして、中学校の部活活動についてお尋ねをしたいと思います。

それでは、まずは、新型コロナ感染予防対策についてということで、質問いたしますけれども、先ほど来、質問がされておりますけれども、私のほうからは、現在、実施されている春接種、新型コロナワクチン追加接種の予約状況、先ほど予約状況は把握いたしましたけれども、今後における予防接種計画の全体像を教えてくださいと思います。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それで私のほうから、今の状況についてお答え申し上げます。

まず初めに、全体像、続いて、追加接種の予防状況のご説明を申し上げます。

全体像につきましては、令和5年度の新型コロナワクチン接種は、令和4年度から引き続き自己負担なしで受けられる状況でございます。今年度は5月から8月までの春開始接種と9月以降の秋開始接種の2回実施をいたします。

まず、春開始接種と秋接種の対象者が3つほどの条件があるんですが、1つ目でございますが、65歳以上で、努力義務対象の初回の1回目、2回目のワクチンが接種済みの方、2つ目といたしまして、2回のワクチン接種済みでありまして、5歳から65歳未満で基礎疾患等のある方、3つ目といたしまして、こちらは努力義務ではないんですが、医療現場、介護現場に従事されている方、この方々が春と秋の2回の接種を受けることが可能でございます。

続いて、秋接種の対象者、こちらは、5歳から65歳未満で、基礎疾患等がなく、2回の初回接種済みの方で、ワクチン接種を希望される方は、秋の接種のみ受けることが可能となっております。

続いて接種の実施方法でございますが、昨年度までは、早急にワクチン接種を進めるという必要がございましたので、集団接種を中心に、短期間で多くの方に接種を受けていただく、国の方針で進めてまいりました。

今年度につきましては、早急な実施は求められておらず、さらに、来年度以降は、インフルエンザ予防接種と同様の扱いで、医療機関で個別接種として進めていく検討となっているものですから、今年度からは、個別接種を主体といたしまして、集団接種は補助的な実施方法として進めているところでございます。

しかしながら、ワクチンの発注等の管理が現在も市町村に委ねられているということもございまして、個別接種であっても、接種を受けられる医療機関が限られているというのが現状でございます。

その中で、村といたしましては、村内の医療機関のご協力をいただきまして、春開始接種の集団接種と個別接種の人数配分割合につきまして、保健センターの集団接種と村内医療機関の個別接種で春接種につきましては、半分ずつ、50%50%ぐらいの割合で実施をしている状況でございます。

秋開始接種につきましては、保健センターで7割、村内医療機関で3割ぐらいの接種回数で実施する予定で計画をしています。この割合が変更の理由でございますが、秋はインフルエンザの予防接種と期間が重複するものですから、間違い接種を防ぐために、村内医療機関での回数を減らす予定でいるところでございます。

続きまして、予約状況でございます。

実質5月末現在の予約状況でございますが、先ほど清水議員に申し上げましたとおり、春開始接種の対象者数は、サンライフおみ入所者を含めまして1,065人、そのうち、65歳以上の方の予約数は793人、64歳以下の方が75人の予約がありました。

あわせて、6月の今現在の予約の状況でございます。

実際6月1日、5日に村内で個別接種を予約された方が30名、6月4日の保健センターでの集団接種が244名の予約がございました。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1 番（飯森茂孝君） 常にこのコロナ接種に関しましては、役場職員、そしていわゆる、ドクター、そして看護師さん、ほか大勢の方が加わっていただいているんですが、私のちょっと知りたいことが1つありまして、今回のコロナワクチンの追加接種のときに携わる、ドクターからはじまって看護師さん、そして、あと、役場のスタッフの皆さん、どのぐらいの人数でやっておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） お答えいたします。

個別接種は、村内の医療機関のそのドクターがお1人と、あとそちらに従事されている看護師さんが携わっております。集団接種につきましては、お2人のお医者さん、また看護師につきましては、こちらでパートタイム任用職員でお願いした方が6名います。ただ、全員6名ではなくそのうち5名がその中で休みを取りながら、お願いをしているところでございます。

あわせて、役場職員でございますが、保健センターの関係者が4名、あと、ほかの課からの応援が2名から3名というような形で対応しているというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1 番（飯森茂孝君） 大変な努力をなさっているということは、十分、分かるんですけども、ここでこのタクシーの利用者というのは何名ぐらいいらっしゃいますでしょうか。集団接種で。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） タクシー利用者につきましてはちょっと今手元に資料がございませんので後ほどお示しをしたいと存じます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1 番（飯森茂孝君） それでは、まず、先ほども議員のほうから言われましたけれども、この3年間の新型コロナ対策を一気にここに来て、2類から5類に移行されたわけですが、最近のニュースを聞きますと、移行後、全国的に見ると増加傾向に転じているということがニュースで叫ばれております。

それで、私は一番ここで大切なのは、特に、介護施設、このようなところでの感染というもの、物は物すごく気を使わなきゃいけない事例だと思うんですが、この辺、村としてはこの介護施設についての基本的な感染対策というものはどのようにされているか、お聞きし

たいと思います。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは介護施設の感染症対策について、ご回答申し上げます。

介護施設につきましては、利用者様や職員の感染予防のため、マスク着用やアルコール消毒、施設の換気等を今までと同様継続しております。また、介護施設によって若干異なるんですが、利用者様と家族の面会等につきましては、施設によっては、事前に予約を受けまして、面会する部屋で時間を決めて面会できるような対応をするなど、対策を講じながら、アフターコロナ対応を実施しているという状況で運用をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） それで私は今、介護施設のことについてもお聞きしましたけれども、特に、私も毎日見ていると小学生や中学生、こういう学生の皆さんも、生徒の皆さんも、学校に通学するときというのは結構マスクをしている児童・生徒が多いと思いますけれども、教育の現場ではどのような対応をされているのでしょうか。

そして、私は、やはり2世代で暮らしているおじいさん、おばあさん、3世代で暮らしているような場合には、結構子供さん、マスクをなさって通学されているかと思えますけれども、教育委員会のほうでは、どのような、何か特別な考えというものは持ち合わせでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 教育施設での基本的な感染予防ということでのご質問ですが、先ほど清水議員の質問においての答弁と重複することがありますがご了承いただければと思います。

原則として国や県からの感染症対策ガイドラインに沿った対応を行っているところであります。

具体的には、家庭と学校での健康観察や清掃、消毒、密の状態をできるだけ防いだ上での活動の実施、換気の徹底などであります。感染予防としての手洗いや咳エチケット、手指消毒の関係につきましては、従来どおり日常的に取り組んでおるところでございます。

また議員からのご質問にありましたマスクの着用についてであります。これは個人の判断として着用を強いるということはいませんが、せきなどの症状がある場合は着用を推奨しておるところでございます。

また、マスクの着用の有無につきましては、差別偏見等がないように学校としても注意しておりますけれども、現在のところ着用についてのトラブル等は起きていないという状況であります。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

最終的には、この2類から5類に変わったということは、最終的には、自己防衛、自分で持って防衛しようということだとは思っております。法的規制もなくなりましたのでそういうようなことだと思います。

それで、私が一番気がかりなのは、自分が、ちょっと、せき、熱、そんなような体の調子が悪くなったようなときに、この筑北の、この谷では、医療機関は3か所あるわけですが、そういうところでも気軽に受診できるような、そういう体制というものはやはり取っていただければうれしいなと思うんですけれどもその辺はどうなんでしょうか。

というのは、受診控えというようなことも考えられますので、そういうことは、できれば松本のほうまで発熱外来へ行くというよりも、そのような感覚のほうがいいとは思いますが、そのような考えはありますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） 今ご質問の受診控えの考えでございますが、村としては特に各医療機関に、それについてはお願いはできてはならない状態ではございますが、ただ、5月の下旬に、この筑北区地域の医療機関、行政機関の職員、あとは医療機関従事者の方が集まった会議を持ちました。そのときには、今後も、継続的に何かあったときは、対応をお願いしますということで口頭ではお願いしたことがございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございました。

村民も、このコロナに関しましては、これからはやはりアフターコロナということでこれからも考えていかなきゃいけないと思うんですけれども、そこで、私は常日頃思っているんですけれども、これから村でやる行事、また、商工会でやる行事、いろいろあると思いますけれども、年間行事のところで、感染予防対策というものは、やはり大事なことでありますけれども、今後の年間行事での感染予防対策には特に気を配っていることはありますでし

ようか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答え申し上げたいと思います。

新型コロナウイルスの感染対策は、令和5年5月8日よりインフルエンザと同じ5類となり、法律に基づき行政が様々な行政関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとしたものに変更になってきているのが実情でございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染につきましては、今、議員おっしゃるとおり、高齢者とか重症化リスクの高い方は、主体的には個人の予防対策に委ねるところでございますけれども、当面は、換気の悪い場所や不特定多数の人がいるような、混雑した場所等では、マスク着用等を推奨したり、また手洗い等の手指衛生、また換気などの感染予防に対する啓発につきましては、やはり図ってまいりたいと考えているところでございますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） それでは今、新型コロナ感染予防対策については、ここまでで質問を終わらせていただきます。

それでは質問事項の2番目なんですけれども、先ほど、6月2日の豪雨のときには、筑北村では、大雨警報が発表されまして、避難指示である警戒レベル3、これは警戒レベル3というのは高齢者等避難の開始が、これが発令されました。

スマートフォンにも、全てのスマートフォンを持っている方には、緊急発令されたと思うんですけれども、これを機会に、やはり麻績村でもこの防災対策について、これからもしっかり考えていかなければならないんじゃないかと思っております。

それで、まず、一時避難所、地区公民館に、まず、充実した災害用備蓄品を配備する考えはないかということをお伺いしたいんですけれども、2年ほど前、各地区の公民館には、発電機の配備が行われました。しかしながら、私は思うのに、できればこの地区の避難所、公民館、これは全部で26、指定避難所というものが麻績村では26か所、地区の公民館にあるわけなんですけれども、その中で、できればローリングストックができるようなレトルト食品、また、水とか段ボールでできたトイレとか、それに毛布、そして衛生用品というものも、若干やはり配置したほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけれども、そのような対策は考えておられるか、お聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それで私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

一時避難所の地区公民館につきましては、地区での公民館が21、それから第2公民館が1つということで22の地区に発電機、投光器と土のう袋とポリタンク、炊飯袋の備蓄品を令和2年度に配付をしているところでございます。

今後も自主防災組織の訓練の実施等により、地区からの必要な備蓄品が要望がありましたら、必要に応じて配付をしてまいりたいと考えております。

また、一時避難所となる地区公民館につきましては、体育館などの大規模な避難所が開設されるまでの一時的な避難所になります。一時避難所の運営につきましては、食料などそれぞれ避難者が、各自で必要なものを自宅から持ち寄っていただくことを想定しております。地区自主防災組織からの要望が多く寄せられるようであれば、そのようなものについても、また検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

今、森山課長のほうから答弁いただいたんですけれども、先ほども、森山課長が言いました、防災力を高めるために、村民参加による防災訓練はこれからは絶対重要なことだと思います。東日本大震災、または最近では、能登のほうでの地震など、災害が多く続いております。

こんな中で、やはり、この防災訓練というのは、重要なことであると私は思っていますので、この実施予定というものは考えていらっしゃいますか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

令和元年の台風19号災害を教訓としまして、令和2年8月に、自主防災組織のご協力をいただきまして、村内全体での防災訓練を実施しております。

残念ながら、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の行動制限によりまして、実施を見送りました。昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を取りまして、最小規模での訓練を実施させていただきました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行しており、特段の制限もないため、地区自主防災組織にご協力をお願いしまして、基本訓練、また、住民参加による地区独自訓練

を実施する予定をしております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） それはぜひ、この機会に、コロナのほうも随分収まってきたということを考えますと、やはり、ぜひ日頃からの準備というものが大事ですので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、あと質問要旨の3番になるんですけども、今現在、各地区の役場との懇談会が行われている最中だと思われます。その折に、その地区ごとにハザードマップというものは確かにあるんですけども、そこで、地区懇談会のときに、やはりハザードマップの説明をお願いしたいというのがあるんですけども、その辺の考え方は行政としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

令和2年度に配布しました麻績村防災マップでありますけれども、麻績川が大雨によって増水し、堤防が決壊した場合の浸水予測結果に基づきまして、浸水する範囲とその程度、また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域について示したものでございます。

お住まいの住所、お住まい地区において、麻績川が決壊した場合、何メートルの浸水が想定されるか、また、土砂災害のおそれがある区域からなどの情報が掲載されているものでございます。各人がそれを災害が発生する前に確認、認識していただくものでございます。

地区懇談会で説明をとということではありますが、地区からの要望があれば説明をすることはやぶさかではございません。地区懇談会につきましては、村長と住民が対話する場となりますので、村の防災訓練の際に、それぞれの地区において、防災マップを活用した危険箇所の確認やそれに付随する訓練を実施することがより有効であると考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 現在、村長さんたち、もう本当に地区懇談会を開催されておりますのでぜひ、そういうようなときでも確かめるような感じで説明をしていただきたいと、その都度ありましたら、ぜひ説明をお願いしたいと思います。

続きまして、先ほどもほかの議員からもありましたけれども、質問事項の3番として、物

価高騰に対応した村としての支援について、これは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、非常に、最近では電気、ガス、ガソリン、あと、農業をやっている方でありましたら、化学肥料とか、それに、後は、私たち常に、食品の全般が高騰しております。

そういう中で、住民への新たなその生活支援の考えはということで、麻績村独自の考えはないか、国のほうとか県のほうでも、その生活支援ということは考えているようだけれども、麻績村独自の新たな生活支援の考えはあるかどうか、お聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

さきの清水議員への質問の答弁のとおりでございまして、おみぼん商品券の発行につきましては、国の交付金を活用いたしますが、村独自といえは村独自ということでございます。

国・県、県のほうは、燃料対策、高騰対策、LPG、プロパンガスに対しても支援をしていくというような方針を出されておりますけれども、村としては、商品券を発行して、燃料であったり食料であったり、いろんなものに活用が可能ということでおみぼん商品券を発行して生活支援をしていくということで、今回計画をしておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 私はこのおみぼん、4回目、5回目とこうやっていただいているんですけども、そこで、私の思うには、筑北村と何か共同でこういうものができるかどうかということをお聞きしたいんですけども。

というのは、両方で使えるというものは、灯油とかガソリンとかそういうようなものはあると思うんですけども、できれば、あちらにも大きな商業をしているところがあります。そういうところ等も共通にできるような、そういうようなおみぼんを発行してもらえれば、筑北村と共通のことができるような、おみぼんを発行していただければと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 筑北地域の全体のそういった商品券等の発行というようなことでございますけれども、なかなかその部分については、今まで燃料券については、共同でというようなことで発行させていただきました。

これについては燃料販売業者が、ある程度固定、数が限られているような形の中で、やらせていただいたわけでございますけれども、やはりそれぞれの商工業の振興という部分も大

変重要なポイントとなっているようなことがございます。

やはり強いて言えば、大きな量販店のほうへどんどんと消費が流れてしまうということになりますと、どうしても地域の商工業の皆さん方が潤わないというような部分もございますので、こういった今後においては、そういった部分も両村で検討される場合もあろうかと思えますけれども、現状の中におきましては、やはり地域商工業の発展という、また地域工業の支援という形の中で、おみぼん商品券等については村単独で実施をしていきたいと思っていますところでございます。

将来的にはまたそういったいろんな関係で、合同でというようなこともあろうかと思えますけれども、現在のところは、麻績村独自というようなことで考えさせていただきますのでよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） なかなかその辺は、筑北村と麻績村の共同ということで、考えてみれば、確かに村長が言うように、村も潤わなきゃいけないということを考えますと、当然なことだとは思っております。

それで、これから夏に向かってサマーナイトフェスティバルとかそういうようなものもあります。できればここで私もちょっと提案したいんですけれども、そのサマーナイトフェスティバルで、あそこにも屋台とかいろんなものが出ると思えますけれども、そういうところで、このおみぼんが使えるかどうか、ちょっと私からの提案なんですけれども、その辺はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

商品券発行につきましては、商品券を取り扱っていただける業者を発行前に、この募集をしまして登録制でしているというところでございます。

サマーナイトにおきましては各種団体が、それぞれの屋台等を運営されているということもございまして、企業さんが入っていれば、企業のほうでは、対応可能かと思いますが、各種団体という中で登録というのはなかなか難しい部分がございます。

しかも屋台ですので、現金が動いて済むというようなことで、どちらにしても商品券については換金業務も出てまいります。そういったことも含めると、なかなかイベントで使うという部分については難しいかなと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） まだちょっとその辺がサマーナイトでは、ちょっとできないというようなことだと思います。できれば、このおみぽんの活用も、村が潤うという、また、消費者も潤うという、そういうパターンでやっていただきたいと思います。

それでは最後のほうの質問になりますけれども、中学校の部活動についてお聞きしたいと思います。

まず、将来を見据えた地域移行に伴う指導者確保への進捗状況はということでお聞きしたいんですけれども、この部活動地域指導員の確保、その辺のことについてお聞きしたいと思います。現状をお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） それでは、ただいまの質問につきまして私のほうからお答えをしたいかというふうに思います。

中学校の運動部活動につきましては、ご承知のとおり、文部科学省のほうで、令和5年度から7年度までの3年間、中学校の運動部活動を地域に移行することを段階的に推進をしていくと、改革推進期間というふうにされております。本年7月に、その具体的な推進案がスポーツ庁並びに県教育委員会スポーツ課のほうから示されるということを聞いているところでございます。

県からの説明を受けまして、現在、予算等を含めて、その状況を注視をしているところでありまして、具体的な指導者の確保が始まったという状況ではございません。

ただ、本村で、本年度から始まります、小中合同のコミュニティスクール、小学校と中学校合同で、コミュニティスクールを開催をすることになっておりますけれども、コミュニティスクールのボランティア募集におきましては、部活動指導補助のボランティアの募集も始まっております。

そういったところから引き続き、指導者、そして指導補助のボランティアの確保に努めながら、今後に対応していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 指導者の確保というのは、大変必要ですけれどもなかなか難しいんじゃないかなというふうには思っていますけれども、今のボランティアのお話をされました

けれども、村内では、ある程度、めどがついている方というのは、1人とか2人とか、そのような感じであるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。気持ちよく、このボランティアをやっていただけるような方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） お答えをいたします。

現状指導をしていただいている皆様や協力していただいている指導者の皆様におきましては、引き続き、状況が変わりますがお願いをしたいというところでございます。

ただ、なかなかこう新たな指導者の発掘といいますか、子供たちの要望がやはり多岐にわたっていますので、なかなか全てを賄うというのは非常に苦しい状況でありますけれども、今後近隣市町村とも連携をしまして、指導者確保に努めるということは、教育長間同士では、話をしているところでありますので、そういった状況も含め、今後に対応してまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、質問要旨の2番目に入ります。

これは、もう皆さんもご存じのとおり、侍ジャパンのWB C制覇や麻績村が松本山雅F Cホームタウンに加盟したことによります生徒・児童のスポーツに対する熱も上がっていると思います。

ぜひ、このような本当に将来の夢をかなえるような麻績村のやはり教育のほうでもやっていただきたいと思うんですけれども、このスポーツ熱を各個人の気持ちを大事にしてこれを部活に生かすような方法というものは考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

社会全体で、現在スポーツ熱が高まっているというところは承知をしているところであります。現在中学校への部活動の、まず加入状況でございますが、筑北中学校のほうは全校生徒52名おりますけれども、中学校に設置をされている、部活動に加入をしている生徒は22名であります。ですので、ちょっと部活離れが進んでいるというような状況であるかなというふうに思います。

なお、部活以外で社会体育としてのバスケットであったり、ほかのものに入っている者が約10名程度いるかというふうに思いますが、その子たちを含めても52名中30数名という状

況で、やはりこの状況は本当に考えていかなければならないなという状況であるというふうに思います。

こういった状況の中で、中学校におきましては本年度から、スポーツに親しむ機会を確保するため、ゆるゆるスポーツ塾、まさに本当に緩い運動なんですけれども、そのスポーツ塾を開催することになりました。

第1回が5月に開催をされたんですけれども、対象は生徒それから職員、保護者の皆様まで入ってというようなことで、種目としましては、ジョギング、ウォーキング、バドミントン、卓球の4種目を開催をいたしました。

1時間以内のもう本当に自分がやりたい種目に好きに参加をするというような状況でありましたので、多くの皆さんに参加をしていただいて、やはりスポーツに親しんでいきたいなという気持ちが高いことは、確認ができました。

そんな状況の中で、松本山雅のホームタウンというような形でこれから進んでいくわけがありますけれども、ホームタウン加盟に関わる打合せの中でサッカーに限らず、ほかの種目であったり、あるいはトレーニングであったり、部活動の指導であったり、麻績村のニーズに合ったスポーツ支援をお願いをしたいということで山雅のほうにお話をしたところであります。

今後具体的な内容につきまして、協議をしていく状況でありますけれども、そういった点も含めて、子供たちや村民のスポーツ支援に当たっていききたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

私、実はテレビやなんかを見ていますと、小・中学校の生徒さんたちを対象にした、市町村の駅伝というものが開催されておりました。その中でも本当に小さな村であっても、中には出ている小・中学校の方もいるんですけれども、ぜひ、ほかの5中学、小学校と一緒に組んで、できれば、こういうような市町村の駅伝大会に出られるような、そういうような雰囲気ぜひつくっていただきたいなと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） 実際に市町村駅伝等テレビ放映もされたりというようなことで大変

盛り上がっている状況であるかというふうに思います。

中学校におきましては、陸上部というような形でのものはありません。実際に、この前のゆるゆるスポーツにおいても、もう本当に、ジョギングといいますかウオーキングといいますか、その程度の感じで、中には一生懸命走っていた子もいるんですけども、子供たちの中でそういった、希望、駅伝に出てみたいだとか、大会に出てみたいというようなことに関しては、参加ができるように、中学校体育連盟のほうには部活動がないけれどもそういった希望がある子供に対しては、参加をさせていただきたいというお願いもしてございますし、中学校体育連盟のほうもそのことを認めてくれておりますので、今後子供たちの要望等を聞きながら、そういった希望のある子供たちには、そこをかなえていく方法についても、進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

それでは、大変貴重なお話をいただきましてありがとうございます。とにかく、中学生、小学生、実際に考えてみますと、麻績村での生徒数、そういうものを考えてみますと、木曽村とかあっちのほうへ行けば、まだまだ生徒数が少ないところもあって大変なご苦勞をされているところもあると思いますけれども、ぜひ、できるだけ、子供さんの希望をかなえてあげるような、そういうような部活というものも必要じゃないかなと思いましたので質問をさせていただきました。

私からの質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） 先ほどの飯森議員からのワクチンの集団接種でのタクシーの利用者数の人数につきまして、お答えいたします。

まず5月28日こちらが19人、6月4日17人、合計36人の方がタクシーを利用されて、集団接種にお越しになられました。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 1番、飯森茂孝議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩を取ります。

再開は10時50分からとします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前 10 時 36 分

再開 午前 10 時 50 分

○議長（峯村賢治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、2 番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

塚原議員。

○2 番（塚原利彦君） 2 番、塚原利彦です。

通告に基づいて 3 点質問いたします。

1 点目は本町若者定住促進住宅に関する政策について、2 点目は移住者への支援政策について、3 点目は高齢化が進む中での地域の課題や行事等についてです。いずれも自席にて一問一答にて行いたいと思いますので、お願いします。

では、最初に本町若者定住促進住宅に関する政策についてお聞きをいたします。

本町の若者定住促進住宅事業は計画をした全戸に入居者を迎えて、子育て世帯の入居で人口の社会増に大きく貢献をした事業です。ただ、この村営住宅団地全体の造成の構想といいですか、プランとしては、人口の増加という部分への寄与、ここに視点が置かれて、入居後の日常生活に関する面といいですか、並行して検討、考慮するには至らなかったのかなど。具体的には、多くの子供たちが集う、憩いと子育て、交流の場については別にというふうを考えられていたのかなというふうに思います。

そこで、お聞きをします。質問要旨 1 ですが、行政として当初この事業を始めるについて、土地の取得等についてはどのような構想を持って始められたのかお聞きをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えをさせていただきたいと思います。

若者定住促進住宅の建設につきましては、主体的には少子高齢化と人口減少する現状を踏

まえて、やはり松本、長野市をはじめとする、中核都市をはじめとする、上田、安曇野、千曲市などの近隣市に通勤等の交通の利便性がよい立地条件等を活用して、都市のベッドタウンとしての多くの子育てをする若い方々の移住定住の促進に努めていかれればと、そして、少子高齢化に幾らかでも歯止めがかけられればと、住宅の整備を推進してまいりましたところでございます。

入居募集につきましては、申込みが2倍、3倍となり、抽選により入居者を決定するなど、人気が高いことから用地も拡張して建設に努めてまいったというような事実でございます。用地につきましては、3LDKの住宅と車が2台駐車でき、若干の花壇や家庭菜園を楽しめる広さを基本として用地の取得を行い、整備に邁進していたというところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 今お答えをいただきました。

それで、本来なら住宅地全体の構想ということで、憩いの場、公園など、住宅建設と並行して整備がなされるべきだというふうに思います。いずれにしても、とにかくまずは住宅の建設をということでそれに着手をして、次に公園の設置をというふうに考えられて、平成30年春に農地の転用取得を行ったのかなと私は思いました。しかし、その後、事情が変わったのか何なのかよく分かりませんが、このたびの住宅地南側の道路沿いの場所にコミュニティ広場をつくるということなんですけれども、そもそもこの公園を設置をするということについてなんですけれども、今ご答弁あった中では、公園をここにつくってという構想を初めから持って土地の取得をしたという状況ではなかったというふうに思います。

それで、住宅はできたんですけれども、この公園という部分についてはどういう形で進んだといいますか、そもそもこの公園の設置ということについては、行政側から公園をつくりたいと地元の本町区へ話をされたのか、それとも、区だとか、それから、若者定住住宅から要望が出されたので、それで検討を考えたのか。どちらが先ということはないんですけれども、その辺の考えはどうだったんでしょう。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 当初、用地取得の際につきましては、公園とか集会施設というような、そんな部分も考えられる部分もあったわけでございますけれども、子供たちの遊ぶ場所としてはけやき公園というような村の公園がございますし、小学校の校庭も近くにありましたの

で、そういった活用を考えていたところでございますし、集会施設等につきましては、やはり地域になじんだ若者定住住宅というようなことにおきましては、本町地区のご理解をいただく中で、地区に加入していただくことを考えておりましたので、そういった施設等についても考えはありませんでした。

公園のその設置有無につきましては、これ、卵が先か、鶏が先かというようなことでございますけれども、やはり地域の皆さん、若者定住住宅の皆さん方からそういった声もあるというような形の中で、村としても、そういったものの整備に向けて取り組んでいこうというようなことをご提示をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） そうすれば、要望が出されたからということなのか、今お答えありましたけれども、当初はとにかく近くに児童公園等もあるからというようなことで、特に今度のといいますか、このときの住宅団地に附属したものであるということは考えてはおられなかったということなんですけれども、地元が本町区のほうに公園を設置していきたいというような、そういうことではお話というのは、平成30年以降、そういったお話はされたんですかね。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

本町区の皆様にお示しした、協議が始まったのは令和元年6月10日からとなります。村側から本町区長様へ若者定住促進住宅への公園施設について、地域住民のご意見、ご要望を取りまとめていただくようお願いをしております。ですから、こちらから公園というような形につきましてはそこがスタートとなりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 経過等について、本町の皆さんと詰めた話といいますか、なかなかコロナのこともあってできなかったというようなことも過去の一般質問でご答弁がありましたけれども、質問要旨2のほうにまいりますけれども、このたびの住宅地の南の部分、道路脇スペースにつくるコミュニティー広場ですね。広場と言えるのかなと思うんですけれども、整備するこの場所について、行政としては住民の皆さんのどのような利活用といいますか、を想定されておられるのか。みんな大勢で遊ぶというか、そういうことなのか、この場所の

利用という点ではちょっと不十分なのかなとか、いろんなそういうようなことを考えられると思うんですけども、住民の皆さんはどんなふうな、この場所をお使いになるということを想定されておられますかね。

それと、あと、思いとか満足度、今度つくるというふうに考えておられるところについて、住民の皆さんの思いとか、満足度というものをどのように見ておられますか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えします。

今回、公園として整備する場所につきましては、子供たちが安心して遊べる場所として整備を考えているところでございますけれども、やはり特には小さなお子様、三輪車とか補助車をつかった自転車等で遊ぶ子供、そして、お母さんと乳母車等で来て芝生の上でひとときを過ごす、そんな子供たちが遊べればというようなことでございます。どうしても小学校の高学年、また、中学生となりますと、やはりそういう場所で遊ぶという子供は大変少なくなってくるというようなこともございますし、そういう意味では、小さなお子さん方が親御さんと一緒に、保護者と一緒にひとときを過ごせるというような部分が主体的で整備を考えているところでございます。

住民の皆さん方の満足度という部分でございますけれども、これにつきましては、公園整備については皆さん方ご理解をいただいているわけでございますけれども、やはり面積的な問題、また、場所的な問題等については若干な皆さん方においてはそれぞれ意見等もお持ちでございますので、そういった部分については分かれているような気がいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 私らも視察で見たりしましたけれども、実際、かなり年月がもう5年とかたってしまっているということで、比較的小さい子供さんたちというのは今いなくなっているのかなと。いないわけじゃなくて、おられる方もありますけれども、ちょっと子供さんたちが遊び回るには狭いというふうに思いますし、地域の皆さんとの触れ合いとか交流の場にもちょっと不十分かなというふうに思います。

本町の若者定住促進住宅にはこれだけ多くの子育て世帯が入居して、地元の区でも若い世代や子供たちが一緒になったことを非常に歓迎して、大変喜んでおられると聞いています。今、核家族化で日常、小さな子供たちや高齢世代の皆さんが触れ合うということもなくなってきていると思います。そこで、改めて村長にお気持ちというか、お聞きをしたいんですけ

れども、子供は麻績の宝だと、子育ては村民みんなでというのが村政のモットーではないかというふうに思います。地域で、村全体で子供たちを育てるという意義だとか喜び、これを実現することは村政の役割として重要で、期待の大きいことだというふうに私は思いますが、こういったことについては村長、どうお考えですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、全国的な少子高齢化の中におきましては、それぞれ国においても、県においても、市町村においても、子育て支援に対するこういったいろんな支援が充実してきていることは皆さん方をご承知のとおりだと思います。やはり地域の子供は宝であるという事は重々これはどこの地域も思っているところでございますし、また、より多くの子供たちの声が届け渡るような村でなければ、なかなか地域の活性化は図っていかれないと。将来的な部分で暗いイメージが残っていくというようなことでございます。

そういった中におきましては、子供たちのそういった子育てに対する皆さん方へのいろんな支援等についても充実をしてまいりたいと考えているところでございますし、子育てに、子供たちの将来に向けてのいろんなそういう、教育から始まって、支援等についても充実を今、図っているところでございます。いずれにしましても、多くの子供たちが地域で飛び回るといような、そんな村づくりを目指して進めていかなければと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今お答えをいただきましたけれども、私はソフト面といいますか、村の、子供さんに対する医療費の無料化とか給食費の軽減とか、大変先進的にやられているということで、そういう点は評価、大変できると思います。私が今回言っているのは、先ほどもちょっと言いましたけれども、子供さんたちと遊ぶとか、親御さんと子供さんたちがちょっと遊ぶとかということではなくて、やっぱり子育てと、それから定住に向けて、地域の住民の皆さんと憩い、子育て、交流のためのそういう場所であってほしい、そういう場所が欲しいというふうに住民の皆さんが思っていると思います。そういうことで、私は平成30年に取得した場所へ、ぜひそういう憩いと子育てと交流のための公園、これを私はつくっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 現状の中では、今ご提示した場所への公園整備というような形で事業は進めさせていただいているわけでございますけれども、多くのそういった地域の皆さん方

の総意というような部分におきましては、今後どういう処置をしていくかというふうなことについては、またいろんな面で協議をさせていただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） これは行政への信頼という部分、こういう面も併せ持つことだというふうに思いますので、ぜひしっかり受け止めて、これについては執行していただきたい。住民の皆さん、特に本町の皆さんとの、よくその辺の気持ちを通い合わせて、ぜひそれを受け止めて執行していただきたいというふうに思います。

では、続いて質問要旨3に移りますけれども、この若者定住の関係なんです、今年の2月に若者定住住宅の皆さんへのアンケート調査があったというようなことを聞きました。これは本町だけではなくて、天王にもある住宅も含めて行われたというふうなことですけれども、詳しいことは聞いていませんけれども、この内容や実施した状況、そして、この目的だとか今後の計画はどんなようなものなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私のほうから、今年2月に居住されています世帯の皆様にアンケート行われた目的等々をお話をさせていただきたいと思います。

まず、アンケートの調査概要でございますけれども、アンケート調査につきましては、若者定住促進住宅の天王地区、本町区42世帯の皆様に2月2日付でご依頼をさせていただいてございます。まず、目的でございますが、村として進める住宅環境の整備と快適で魅力ある村づくりを推進するため、多様なニーズを把握することが必要であります。今後の取組の参考とさせていただくために行ったものであります。

次に、内容と結果を申し上げます。質問の前段でございますけれども、入居許可期間、期限終了後ですけれども、引き続き居住することは可能であります、通常の村営住宅と同程度の家賃になる旨を記載しての質問となりますので、ご了解いただければと思います。また、集計数につきましては割愛をさせていただきます。

設問1でございます。入居許可期間終了後、現在お住まいの若者定住促進住宅に引き続いて居住を考えていますかとの設問に対しまして、「入居許可期間終了後、転居を考えている」が多く、次に「入居許可期間内に転居を考えている」、次に「そのままの入居を考えている」という順でございます。

続きまして、設問2でございます。転居される場合、住宅をどのように考えていますかの

設問に対しまして、「新しく住宅の建築を考えている」が多く、次に「実家や賃貸住宅への転居を考えている」、次に「空き家の取得、賃貸を考えている」でした。

設問3でございます。住宅を建てる場合、どこに建てたいと考えておりますかという設問に対しまして、「麻績村」が多く、次に、「麻績村以外の土地」でございました。

設問4でございますが、麻績村に住宅を建てる場合、どのような場所を考えていますかの質問に対しまして、「学校や駅までの距離が1キロ以内の場所」が多く、次に「学校や駅までの距離が5キロ以内」、「5キロ以上の場所」を望む方はいらっしゃいませんでした。

設問5でございます。住宅を建てる際の敷地面積はどのくらい必要だと考えていますかの質問に対しまして、「敷地面積が250平米程度の土地」、次に「敷地面積が150平米程度の土地」、次に「敷地面積が400平米程度の土地」となりました。

設問6でございます。今後、麻績村にどのような取組があれば、利用したいと思いませんかの質問に対しましては、「新たな住宅分譲地の造成」、次に「空き家、空き地情報の充実」、次に「麻績村所有の土地の情報」となりました。その他の回答としまして、「定住のための補助金」、新築時に係る部分になろうかと思いますが、また、「アパート等の建築」となったわけでございます。

設問3では、約7割の方が麻績村に住宅を建てたいとの回答でありました。住宅用地のニーズが一定数あると思うところでございます。また、希望する立地につきましては、学校や駅までの距離が1キロ以内の場所を望む声が多い結果となりました。

ソフト面となるわけでございますが、空き家、空き地情報の充実、空き家バンク等でございますけれども、それを望む声も多く、今年度設置がされました空き家活用専門職員による空き家の掘り起こしがされるものでありまして、空き家バンク等の充実が図られることでニーズに応えられるようになればと考えているところでございます。

アンケート調査にご協力をいただいた皆様には感謝をするとともに、いただきました貴重なご意見につきましては内部で検討して、今後の施策の参考とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、詳しくお話しいただいたんですけれども、実際こういうようなことで調査をするというようなことはお聞きもしていなかったんですが、私もこれまで何回か質問で、定住に向けた検討といいますか、調査なりを始めたほうがいいんじゃないかという

ことは申し上げてきたものですから、これを始めてもらったというふうに理解をしますけれども、特別何か都合が悪いとか、そういうことでなければ、本当はこういったことについても意向調査もしたいと思っているとか、こういう状況だということを議会のほうへでもお話もいただければいいのかなというふうに思うんですけれども、いずれにしても、これまで何回か質問してきたことについて着手をされたというか、始められたということで、これについては今後の計画だとか、これに基づいてどうしていくかというようなことについては随時ご報告をしていただきたいと思いますと思いますが、いただけますか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 時期を見ましてお伝えをしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） ぜひとも、大事なことになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

移住者への支援ということなんですけれども、移住者の受入れ促進を掲げる自治体は全国に広がっておりまして、都市部からの移住者の獲得競争と言っていい状況だと思います。このため、移住を考える人たちは、自分たちのライフスタイルやニーズによる選択先が非常に多いわけなんですけれども、来てほしい自治体側としては、選ばれるための制度づくりや環境整備ということも進めなくてはなりません。

移住を考える際には、前提となるといいますか、必要不可欠なことが2つあるわけですし、それはまず住宅、どこに住むかということですね。住む場所と、それから、なりわいですね。この2つが絶対不可欠で、これは移住する、しないに関係なく必要な根本的なことなんですけれども、当村も移住者の受入れを重点政策として、課題として施策を講じていますけれども、まずその第1の課題である住居、住まいに関してお聞きをしたいんですけれども、この頃、空き家対策の支援員の方がお一人、任用職員として村づくり推進課に配属をされたということですね。空き家対策に取り組むということなんですけれども、具体的な活動や体制、この方についてのということじゃなくて、空き家対策について、こういう方も配属された中で具体的に組織とかそういうものや体制も考えておられるのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、お答えをしたいと思います。

今、議員おっしゃられますとおり、移住については重要な部分として住む住宅、それから、仕事ということになるかと思います。そういった中で、移住をしていただけるという中では、空き家を活用することが大事ということで、今年度、推進課のほうで1名専属の職員を採用させていただいたところでございます。まず、空き家の活用を図るために職員を採用したわけでございますけれども、利用可能な空き家の掘り起こしを始めさせていただきました。平成30年に区長さんをお願いして空き家の調査を開始させていただきましたけれども、それから4年、5年という年月がたっておりますので、新たなデータも必要となってきたところでございます。この採用しました支援員については、この村内各地にある空き家の調査をしていただくということ、それから、直接空き家を空き家バンクに登録していただけるという方の掘り起こしも含めて活動していただいているわけでございます。

今回、この職員を採用した背景は先ほどのとおりでございますけれども、新規に採用した職員でございますので、地域の中に入って活動していただくためには、その中の地域をよく理解されております区長さんであるとか、長く住まわれている住民の方にご協力をいただきながら、この空き家バンク等につなげる空き家の掘り起こしをしていただくことが重要なというふうに思っているところでございます。

今回、村の広報のほうで職員を採用しました。それから、空き家バンク登録のお願いということで、全戸に配布をさせていただいておりますけれども、その効果があったかどうかということではございますけれども、もう既に数件の問合せをこちらのほうにいただいております。そういった形の中で、少しずつではございますけれども、地域にある空き家を活用するべく、地域の区長さんをはじめとした村民の方にご協力いただきながら、そして、さらに行政もバックアップしながら、一つ一つ進めてまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今ご説明いただきましたので分かったんですけども、多分私もこの方を知っておりますけれども、移住をしてこられた方だと思っておりますけれども、今お聞きすると、聞き取りをしたりとかということなんですけれども、できれば複数体制といいますか、2人とかで、空き家対策課は要らないけれども、室とか、何かそういった部署をしっかりと置くような形にして、例えば、東京なんかへ移住相談なんかも行きますので、ある程度このこ

とには、空き家の対策については力を入れて少し進めていくことを前進させていくというようなことでは、何かそういう体制的なものが必要じゃないかと思うんですが、今お一人、その採用されたその方で、今、何件か問合せあったということなんですけれども、もう少ししっかりした組織にするとか、そういうことは特にないですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、課長のほうから申し上げたとおり、移住定住に対する充実というようなことで支援員を今年度から採用いたしまして、実施をしているというようなところでございます。皆さん方もご承知のとおり、移住定住先についてはやはり長野県という部分については大変上位に、移住先として挙げられているところでございます。静岡県が1位、2位が長野県、3位が栃木県というようなことでデータも出ているわけでございますけれども、やはりそういった中で長野県77町村、それぞれ移住者に対する対応というようなことで取り組んでいるところが事実ではないかと思っているところでございます。

村におきましても、そういった部分におきましては、東京等都市においての移住相談会等々もその都度出かけていって実施をさせていただいてございますし、また、この対応については村づくり推進課のほうで、課長、係長をはじめ協力隊の皆さん方、そして、今回の支援員の皆さん方ということで、総意をもって対応を図っているというところでございますので、そういった形の中におきましては、1人でというのではなくて、課全体でそういうものに目を向けて推進をしているというところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 前にもこの空き家の関係のことで、移住者の住んでいただくところということでいろんな方が質問していますけれども、たしかその平成30年の調査のときは、今もそうなのか、もっと増えているか、180軒から190軒近い空き家があるということなんですけれども、どうしても賃貸や売買といいますか、そういうふうにされる物件が、家主さんというか、持ち主さんがいないということなんですけれども、今も180軒ぐらいあるということなんですけれども、どのくらいそういうような案件のもの、別に正確な数じゃなくていいんですけれども、売ったり、貸したりしないというふうに言われているのは、どのくらい軒数あるんですかね。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

平成30年当時、180軒というような軒数をお示しをさせていただいておりますけれども、今現在はさらにそれが増えているというのが実情ではないかなと思います。その中で、どのぐらいの軒数が貸すとか貸さないとかという軒数については平成30年のときの古いデータしかございませんので、今現在どのぐらいということは申し上げられませんが、最近は、国のほうもこの移住という部分もございますし、それから、地方も含めて危険な空き家が増えてくる、そして、相続がされていかないというような問題から、特定空き家の部分で、今朝の新聞にもありましたけれども、住宅があれば、軽減税率がかかっておりますけれども、それを管理されていない、相続されない場合は撤廃しますよというようなことを国のほうからも示されているとおり、国のほうも力を入れてきているところかなというふうに思います。

そういった中で、今までは貸せないというようなお宅があったかと思いますが、徐々にそういった部分も浸透してきますと、貸していただける空き家が増えていくのではないかなというふうに思っております。終活ということではございませんけれども、負の財産をいつまでも持っていて、ただ税金だけ払っているというようなお宅というような部分もございますので、今後においては調査を進めていく中で、1軒でも2軒でも空き家バンクに、登録につなげていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 軒数までは分からないんですけれども、かなりまだそういった売却、賃貸の考えがないという物件もあるということで、それだけにやっぱり面談とか交渉、そういうことが時間や労力がかかるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ私は少し課としてといいますか、部署としてそういったものをしっかりつくったほうがいいんじゃないかなというふうに私は思っております。

それで、次の質問に移ります。

質問要旨2ですけれども、先頃できました振興計画、この中に、移住定住の欄に幾つか施策がありますけれども、この中にハローワーク松本と連携した移住希望者への就職支援というふうに書いてあります。これは、前の第6次の振興計画にも同じ文言が載っていたと思いますが、これ、実際に何か連携してというようなふうにあるんですけれども、特別何かそういったことでハローワークのほうと、情報を提供してもらうとか、何かそういったことがあるのか。それで、今までこういうふうで紹介したりした件というのはある程度あった

のかどうか、その辺お聞きしたいんですけれども。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

ハローワークとの連携ということでございますけれども、以前から東京等で行われていす移住相談会では、東京に常駐をしていますハローワークの職員がこの移住相談のところに合同で実施をしていただいております。ご来場いただいている移住者に対しましてはその都度情報提供をいただいております、村としては、移住者の方があれば、その仕事はこんなものがありますよというようなサポートをしていただいているところでございます。

村としては、移住相談を受けて、移住が成立している移住者というのがほぼ地域おこし協力隊でございまして、そういったことで、ハローワークが絡んで移住をされたという実績はございません。ただ、移住相談においては常にハローワークと連携をして、移住後の仕事のあっせんというような部分も現在もしているところでございます。今年も7月に2回、9月に1回、東京のほうで移住相談会に参加する予定としておりますけれども、その相談時には、今現在銀座NAGANOにハローワークの職員常駐しておりますので、その職員と連携しながら、移住後の就労先というようなものについてもアドバイスをいただくということにしておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 前にも質問でお聞きを、このことを直接聞いたわけじゃないんですけれども、村ではベッドタウン化というようなことを方針に挙げられたものですから、ここに住んで、勤め先を探して通うという人がどれだけ出てくるのか。たまたま今、若者定住住宅に住んでいる皆さんはこっちへ来て職を探した方があまりなくて、村の村営住宅ですから、収入がなければいけませんので、職を持っていて入られたというふうに思いますけれども、麻績に住んで、仕事も探してという人はなかなかなくて、今、課長言われたように協力隊ということで来ている皆さんがほぼ移住されている方だというようなことなんですけれども、やっぱり私は移住定住についてベースになるのは、先ほども申し上げましたけれども、住居と仕事だというふうに思います。

現状を見るに、この2つについてなかなか不十分であったり、それから、確かな希望、これについてないというふうに思っております。住宅地の造成には巨額の費用もかかりますし、一方、空き家は数多くあるんですけれども、利活用が進まないと。

そして、収入を得るなりわいについては、農業で生計を立てるには地形的な問題とか、それから営農の諸経費、それから販路、採算等を見ても、なかなか先行きが不透明だと。勤め人として働きたくても、村内にはなかなかほとんど働く場所がないというようなことで、定住住宅政策で迎えた皆さん、子育てが終わったからというふうに、これも子育てが終われば、天王団地でもそうですけれども、子供さんたちはみんな転出をされちゃっているんですけれども、その子育てが終わったお母さん方とか、ちょっと働くところがやっぱり欲しいというのが、なかなかないという状況で、峠を越えて仕事に行っているというような状況なものですから、私はこのハローワークとの連携という、これがいけないとか、そういうことではないんですけれども、そういうことよりも、やはり前から言っているけれども、難しい問題ですけれども、企業誘致だとか、それから、村内での独自の事業の創立とか、そういう働く場所づくりとか、それから、通勤をされる方への経済的支援といいますか、課題は容易ではありませんけれども、定住に向けた検討というのを、そちらに軸足を置いて、早々にそちらのことを検討していかなきゃいけない、そちらのほうに力を入れていかなきゃいけないというふうに思うんですけれども、改めてこのあたりについてどういうふうにお考えですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、議員さんの言われるとおりだと思います。ただ、なかなか働く場所等、また、企業誘致という部分については、これ、大変こういう地域は、難しい部分はあるというのは、やはり働く皆さん方もそれぞれ働く目的が違っている。また、自分として、どういうもので働きたいかというのもそれぞれが違うというようなこともございますので、なかなか1社来ても、そこへ働き手が入るかといったら、それもまた難しい問題がございます。

しかしながら、そういう働く場所の機会というのは多ければ多いほど、それに越したことはないというようなことでございますので、企業誘致等についても実施をしていきたいと思っていますところでございます。

また、先ほど課長のほうから、相談会においてはやはり地域おこし協力隊の皆さん等々が申込みをしてくるということでございますけれども、ほとんどの方、ご夫婦でというような形が多いわけでございますので、協力隊にご主人がなれば、奥様はそれなりに働く場所を探して働いている。また、奥様が協力隊になれば、旦那さんがそれなりに働いているというようなことで、こちらのほうでそういったハローワークを通じる中で、やはり職業を探してそれぞれ生計を立てているというような状況でございます。

いずれにしても、そういう空き家活用の中で来たときに、来ても働く場所がない、生活ができないというような部分がやはり一番心配される部分でございますので、そういった部分においてはそういったハローワーク等との連携を密にしながら、また、近隣市町村等のそういった職場の情報等を共有しながら対応を図っていければと思うところでございますし、また、それに合わせて企業誘致等にも前進的に、前向きに誘致を進めていかれればと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） これは政策的な問題でして、今すぐに何かをするというふうに、すぐになる問題ではないですけれども、やっぱりそちらの方向を向いて力を入れていくということでは、私は今、必要じゃないかなというふうに思います。

そして、この今の部分についてはこれで終わらして、質問要旨3に移りますけれども、村が抱えている問題、課題への対策だとか、それから、よりよい村づくりへの方針や施策、こうしたことは行政だけでなく、もっと村民との協働で進めるべきではないかと思えます。振興計画の協働という欄にも施策方針として載っていますけれども、そこで、この移住者の支援という点も含めて、村へ政策提言や自主的な活動など、麻績村に移住をされた皆さんに核となってもらって進めていくような組織づくり、こういったものを行政もそういったことを啓発するようなことを考えていかれてはどうかと思うんですが、これについて。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 大変重要なことではないかと思っておりますのでございます。移住されてきた皆さんにおきましては、村の組織や各委員会の中で活躍をしていただいておりますし、地域の活動等にも積極的に参加をいただいて、地域とコミュニケーションを取っており、村づくりに対する意見や提言等もいただいていると思っておりますのでございます。

空き家等を活用する中で、移住定住者の誘致に向けて事業を推進しており、村の魅力あるPR等について、また、誘致に向けてどのように取組をしていったらよいか、地域の移住定住を考えている皆さんに麻績村を気に留めていただくこと等については、やはり移住されてこられた皆さんの意見も機会あるごとに聞いてまいりたいと考えておりますし、必要に応じては聞き取り等もする中で、しっかりとした取組を進めてまいればと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 移住者支援という部分に関しましてはこれで終わりますけれども、今申しあげました村民の皆さんとの協働ということ、振興計画にもありますし、日頃も言われますけれども、ぜひこれについては行政のほうから積極的にそういう姿勢で、村民の皆さんと一緒にやっていくということを、ぜひこれに軸足を置いていただきたいというふうに思います。

では、次の最後の質問のほうにまいります。高齢化の進む中での地域の課題や行事等についてということで伺います。

これも第7次振興計画の中の地域コミュニティーに関してですけれども、まず質問要旨1として、自主防災組織の現状認識と今後に向けての対策についてお聞きをしたいと思います。台風19号災害がありました令和元年の10月以降、この防災に関する質問が一般質問でも何回か取り上げられました。私もその年の12月に質問をした1人ですけれども、年々高齢化が進んで、集落の行事、それから共同作業等も困難が増してきているというふうに思います。こうした中で大きな災害が発生した場合、各集落での対応や行動を決めた自主防災組織が機能するのか心配をされます。そこで、これについての現状の認識と今後に向けての対策をお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

現在、麻績村の地区の自主防災組織につきましては、聖区を除いて23の地区自主防災組織が存在をしております。それぞれの組織で定期の訓練や村の防災訓練にご協力をいただくなど、地区内の防災活動を行っていただいているところでございます。各地区において高齢化が進む中ではありますが、自主防災組織は地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づきまして自主的に活動いただく、村にとっては重要な組織となります。村としましては、今後も引き続き組織を存続していただき、有事の際には地区公民館などの一時避難所の開設、また、運営等にご協力をいただきたいと思いますと考えております。

高齢化の問題で組織の存続が難しいと地区から村への相談があれば、近隣地域との合同で組織をしていただくことなど、検討をお願いをし、引き続き存続をお願いしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） この自主防災組織は年々状況が変わったりしてきますので、対応でき

る人といえますか、高齢化になったりしていくんですけれども、これは定期的に更新をするようなことだったかと思うんですけれども、これは十分されておられるのかな、どうでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それぞれ役員が代わったときには組織の改編等、消防署のほうへ届出が出されていると思います。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 地区懇談会も今行われていますので、この辺についても各地区回られたときに実情の把握なんかもされて、本当にいざというときにある程度、さあ、困ったとならないように、こういったことについての準備だとか、実情の把握をしておいていただきたいというふうに思います。

それでは、次に質問要旨2にまいりますけれども、今お聞きした自主防災組織とも関連をしますけれども、振興計画の地域コミュニティー欄にある集落の再編、これ、課題として書いてありますけれども、前にもこういったことについて質問もした方があります。限界集落とか、そういったような状況に、まだすぐなっているという状況は多分ないかとは思いますが、この集落の再編というようなことについて、何か方針とか対策、検討、考えておられますか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答え申し上げたいと思います。

少子高齢化と人口減少は全国的な傾向となっているわけでございますけれども、地区集落におきましても、集落人口の50%が65歳以上になると限界集落と言われる集落もこれからは出てくるのではないかと考えているところでございます。集落の再編につきましては、地域住民の皆さん方のコンセンサスが大変重要になり、昔からの地区内での義理や地区の財産、お祭りなどの風土、風習、それぞれの地区で違うことから、また、集落間が離れていることから、連絡等の利便性が悪くなることから、集落の再編は大変難しいと思われませんが、今後におきましては共同活動を維持することが限界に近づきつつある集落も出てきておりますので、村民の皆さんもそこら辺のところは感じているところではないかと思われまます。集落の皆さんの総意により集落再編ができればと考えます。

行政に関わる委員につきましても、少人数の集落におきましては1人で何役も務めるとい

うような集落もあると思いますので、大変ご苦労いただいていることには感謝をするところでございます。現在お願いしております委員等につきましては最低限と思いますが、今後簡素化できるものは簡素化し、極力住民の皆さんの負担を省力化するように取り組んでまいりたいと思っているところでございます。特に集落再編につきましては、村民の皆さん方から大きな声が上がればありがたいかなと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） これもだんだん安心できる方向じゃなくて、不安になってくるといいですか、どうなっていくんだろうという思いの区はいっぱいあると思います。ですので、相談があったらとかということじゃなくて、今、地区の懇談会で回ったりもしますけれども、そういうときに状況を聞くとか、それから、ある程度こういう状況になったらとか、なかなか難しいと思いますけれども、いつぐらいにそういったことについて検討するような会議を持ちたいとか、具体的なことは今のところでは考えは特にはないですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 現在においては、地域のそういったご意見を聞きながら、今後の方針等も詰めていかれればと思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） お願いしたいと思います。

では、最後の質問要旨3ですけれども、コロナ禍でできなかった敬老会、これが今年は予定をされておりますけれども、村民の方からは、実施について賛否も含め、いろんな意見があります。日頃会えない人と久しぶりに会いたいとか、コロナのことがあってできなかったけれども、会って話めしたいという声もあれば、歩くのが容易ではないと、他の皆さんに気遣ってもらうのも申し訳ないので行かないという声も聞かれます。

これまでの開催内容は、地区ごとにバスに乗って来場していただいて、飲食、歓談をして、歌手の方の歌を聞いて帰るという形でした。今年も同じ内容での企画なのか、変わる部分があるのか、対象となる人数は740人でしたかね、予算説明のときはそんなふうにお聞きしましたがけれども、会場に来られる人は何人ぐらいになるのか、また当日は役場職員の皆さんも準備に、対応にと大変だと思います。こうした状況であることから、現行の企画の見直し等も含めて、今後に向けた検討のお考えがあるかお聞きをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、住民課のほうで今現在考えている敬老会のことをご説明申し上げます。

初めに、今までの経緯からご説明を申し上げます。直近に敬老会が開催されたのは令和元年度になります。その間、令和２年度から４年度までの３年間はコロナ禍のため中止となっております。

敬老会の参加対象者でございますが、サンライフおみ入所者を除く村内の75歳以上の方で、令和５年度の対象者人数は633人となっております。

令和元年度の参加対象者の出席率は18.2％となっております、その出席率を令和５年度に当てはめると115人が出席見込み人数と推測されます。ただ、今まで過去３年間敬老会中止という空白期間がございますので、出席人数が、先ほど議員おっしゃるとおり、久しぶりにお会いしたいとか、これ以上皆様にというような、いろんなご意見があるかと思うので、実際、出席者数はちょっと今、見込みが読めない状況となっているところでございます。

また、令和５年度の敬老会開催可否につきましては、理事者を交え開催有無、あと、内容等を検討いたしまして、令和５年度は新型コロナウイルス感染症警戒レベルが引き下げられたこともございます。それに伴いまして、今年度の敬老会は今までと同じく、バスで皆様を送迎いたしまして、飲食であったり、歓談をして開催すると決めまして、日程は９月14日の木曜日を予定しております。

また、見直しの案といたしまして、敬老会欠席者の皆様には、今年度初めての検討案なんですが、記念品をお渡しする予定でおりまして、６月定例会に補正予算を計上したものとなっております。

今後のこの敬老会実施の検討でございますが、実際、今年度実施してみないと、検討課題の模索ができないと考えております。ですので、今年度といたしましては、敬老会の開催と欠席者の皆様への記念品をお渡しするという行動をしてみてから、ご意見を区長会等で頂戴いたしまして、検討していきたいというふうに考えております。

しかしながら、コロナ禍も収束したわけではございません。ですので、高齢者の皆様など感染症リスクの高い方につきましては重症化することも予想されておりますので、感染状況等を把握する中で、実施に向けての検討は再度検討してまいりたいというようなことで、今動いているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今お話ありましたので、ぜひ開催後に区長さんを通じての意向、要望調査でもいいですので、ぜひお聞きをしていただいて、より多くの高齢者の皆さんから喜ばれる企画を考えていただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 2番、塚原利彦議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 宮 下 朗 君

○議長（峯村賢治君） 次、3番、宮下朗議員の一般質問ですが、途中、昼食休憩を挟むことになろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、宮下朗議員の一般質問を許可します。

宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 3番議員の宮下朗です。よろしくお願いいたします。

本日の質問内容は通告いたしましたとおり、空き家対策と空き家の活用について、麻績村役場の職員体制についての2項目です。よろしくお願いいたします。

先ほど塚原議員さんのほうから空き家対策についてもある程度質疑がありましたので、私は麻績村空き家対策計画のほうを中心にお聞きしたいと思います。

私は昨年の9月におきましても、この問題について質問させていただきました。その中で、今後の対策を進める上で、麻績村の現状に沿った対策計画をお願いさせていただきました。この中で、この4月に麻績村空き家対策計画が第7次振興計画に基づきまして策定されました。担当課の職員の方のご労苦に感謝するところでございます。

そこで、この計画の内容と今後の活用について少しお聞きしたいと思います。まず最初に、この計画の中で、空き家対策における課題というのが何点か挙げられていると思うんですけども、その概要と、この中でも重点課題と考えられる項目はありますでしょうかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私のほうから空き家対策計画につきましてお答えをさ

せていただきたいと思います。

まず、課題等で幾つか挙げさせていただいているわけですが、単純に申し上げることはできませんが、その中で重要なものにつきましては、所有者の高齢化という部分が多いかと思います。それによりまして、単身化、また、施設の入所によりまして長期不在になるという部分があるかかと思ひます。また、空家等を放置することによる問題意識等々、また、危険意識の低いという部分も課題にあるであろうかと思ひます。それらにつきましては、機会を捉えまして様々な媒体を活用する中で、周知広報に努めたいと考えているところでございます。

少し計画の概要につきましてご説明を申し上げたいと思ひます。

計画につきましては、先ほど議員おっしゃるようにこの4月から運用を開始してございます。策定の背景には、全国的に空家が増加傾向にあります。中でも、適切な管理がされないまま放置されている状態の空家は防犯、環境、景観などの面で地域住民に悪影響を及ぼしており、早急な解決策が求められていたところでございます。それを踏まえまして、国では解決策として、平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法を施行いたしました。危険な空家につきましては自治体に立入調査の権限を付与し、所有者に修繕や撤去などの勧告、命令を行えるほか、最終的には行政代執行による撤去もできることとされました。

麻績村におきましても、今後の空家対策を推進するための計画策定を行いまして、保安面や環境面、周辺の住民への影響が大きい空家などの対策をとることによりまして、住民皆様の安心して暮らせる生活環境の保全を図るとともに、適切な管理を促し、活用を促進することで、移住定住や地域の活性化を図ることを目的としておるところでございます。計画期間につきましては、第7次振興計画との整合を図りまして、令和5年度から令和14年度までの10年間といたしましたが、社会情勢の変化等々もございます。必要に応じまして見直しをするところでございます。

空家等が発生し長期間放置される要因や背景には様々なものがあると思ひます。その1つには、改修費用でしたり、解体除却費用の負担がなかなか難しいという場面もあろうかと思ひます。その解決策の1つとなるように、令和4年度麻績村空家改修及び片づけ等事業補助金を創設をさせていただきました。この補助金を利用いただき、空家が長期間放置される前に活用の検討をいただければと思うところでございます。

また、補助金の関係になりますが、麻績村住宅・建築物耐震改修促進事業補助金を利用い

たしまして耐震診断を行った結果、倒壊する可能性がある判断された住宅につきましては、耐震補強工事、または解体・除却工事の費用の一部を補助する制度もございます。ご利用いただければと思います。申し上げた補助金の関係につきましては、ホット・情報麻績、村ホームページに掲載してございますが、広く引き続き周知広報に努めてまいり、利用促進を図ってまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 空き家の増加はやはり人口減少が大きな要因だとは思われます。それと、先ほど高齢化の問題も大きいという話でしたけれども、やっぱり所有者、管理者が村外に住んでいらっしゃるという方の割合が増えていることも、やっぱり空き家になる可能性の1つの大きな要因になっていると思われそうですけれども、この所有者、管理者の村外居住者の割合とか、そういったことはある程度把握できていますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 村外、村内の居住者という割合につきましてでございますけれども、これにつきましても平成30年度に行われた調査の部分になりますので、数字的には少し違う部分もあろうかと思いますが、お願いしたいと思います。村内に所有者、管理者が居住している割合につきましては、約4割でございます。村外の方が約6割という形になって、やはり遠方から出向くことができないということもあろうかと思いますが、それに従いまして、なかなか手入れが行き届かないという場面もあろうかと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） やはり村外に居住していることによりまして、連絡がうまく取れないとか、広報周知がうまくいかないとかという事例が全国的にも増えているようなので、ぜひ対応をよろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、やはり先ほどもありましたけれども、計画を進めていく上で現状把握が最優先事項になってくると思います。その計画の中にもデータベース化の推進がうたわれております。データベース化についての動向、先ほども塚原議員さんの質問にありましたけれども、このデータベース化、どこの部署で誰が主になって推進して、いつ頃までに、随時更新していかなきゃいけない部分はあると思いますけれども、そのデータベース化のタイムスケジュールというものをどのように考えているかお聞かせください。お願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） データベース化をするに当たりましては、調査が必要という形の部分でお答えをしたいと思います。先ほど来、調査という部分につきましては、平成30年6月中旬から9月までに区長様を通じまして実態調査が行われておる結果がベースとなるわけでございます。その中では、空き家の総数180棟、所有者、管理者について判明している空き家は157棟、不明が12棟となったものでございます。その調査以降、状況調査は行われておりませんが、今年度から空き家活用の専属職員が配置されまして、現在、利用可能な空き家の掘り起こしが進められているところでございます。

今後につきましては、専属職員と連携を取り、状況の把握に努めてまいるところでございます。それによりまして、利用可能な空き家の調査等々に併せまして実態調査が進むわけでございます。それらを基に、今持っているデータをアップデートする中で随時更新をしましてまいりたいというところでございまして、今の段階ではいつまでという形はお答えできませんが、いずれにしてもそういった調査を進める中でデータ更新を進めてまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 今後、特に過疎地におきましては相続放棄による空き家等も急激に増えてくることが予想されます。これについてもデータベース化されるというような計画になっていると思いますので、早急な作成と、平成30年からすれば、やっぱり先ほどもお話ありましたように、5年経過しているということで、ある程度事情が変わってきていると思います。振興計画のほうも多分5年ごとに見直しが図られているという状況だと思われるので、ぜひ早急な調査をお願いしたいと思います。

それから、続きまして特定空家についてですけれども、特定空家というのはやっぱり国の指針によると、先ほども説明ありましたけれども、倒壊等の危険がある、また、衛生上有害である、景観を損なう等の状態を特定空家と判断しているということです。ただ、平成30年の区長さんの聞き取り調査でも30件以上の空き家が特定空家に該当すると思われますけれども、さらに今年の3月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、先ほど推進課長からも説明ありましたけれども、市区町村長が放置すれば特定空家となるおそれのある空き家等を管理不全空家として指導勧告、勧告を受けた管理不全空家等の敷地は固定資産税の住宅用地特例を解除するとあります。

このように、今まで特定空家というだけだったんですけれども、今回から管理不全空家という名称が追加されたということで、これについてもやっぱりある程度どういうふうに対応していくか、村の考えも少しお聞かせ願いたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、特定空家、管理不全空家という部分でお答えを申し上げます。

まず、調査がされてからという部分が前提となろうかと思います。特定空家につきましては、議員おっしゃるとおり、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれがある状態、または、著しく衛生上有害となるおそれがある状態、適切な管理は行われていないことにより著しく景観を損なっている、また、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる空き家等が特定空家と。これにつきましては、国の指針によりまして判断基準がございます。そういったものを用いる中で、調査を進める中で、特定空家の認定がされるものでございます。

あと、管理不全空家につきましては、先ほど推進課長のほうからもありましたように、改正空家対策特別法が7日、参議院本会議で可決成立となりました。これまで倒壊のおそれがあり、周辺に著しい悪影響を及ぼす特定空家が固定資産税の軽減対象外であったわけですが、手入れが不十分な物件も除外されることとなったと。改正法では、適切な管理がされず、放置すれば特定空家になるおそれがある物件を新たに管理不全空家と定めるということでございます。空き家の増加抑制に向けまして、状態が悪化する前に活用や撤去を促すものであるということでございます。

村としましても、国の指針に基づきまして、特定空家にならないように所有者に対して啓発を行ってまいりたいと考えております。いずれにしても、国の指針による判断基準がございます。それに照らし合わせての調査結果となるわけでございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） それに関連してなんですけれども、多分前回もちょっと質問させていただいたんですけれども、要するに空き家の跡地、いわゆる空き地なんですけれども、これについても多分先ほどの固定資産税の6分の1減免の対象にならないというような形で、なかなかもうそういう特定空家とか管理不全空家がなかなか更地になっていかないというよう

な状態の中で、いろんな自治体の対策の中で、一、二年間ぐらいは空き地の状態のままでも6分の1減免のまま、固定資産税が減免のままいくというような、そんな対策を取っている自治体もありまして、それで、またその空き地が処分できればいいということで、そういう一、二年の減免措置とかいうこともあるようなんですけれども、そこら辺は麻績はどうでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、麻績村においてはそういった考えはないわけですが、やはり近隣市町村等々のそういった状況を把握しながら、また村としても検討は進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 先ほどの空き家対策の特措法の中に、市町村は空き家対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うために協議会を設置することができるとあります。それから、協議会は市長村長、地域住民、市町村の議会議員、法務、不動産、建設、福祉、文化等に関する学識経験者と認める者をもって構成するとありますが、麻績村の計画によりますと、当村においては区と密接に連携していることから、当面の間は協議会は設置しないとなっております。

今後の情勢を考えたときに、区の役員というのは、先ほど塚原議員さんのほうからの質問もありましたけれども、一、二年の任期で、仕事を持ちながら持ち回りで任命されていることが多くなっているのが現状だと思われます。先ほど村長のほうからも説明ありましたが、なるべく役員の簡素化をとかいう話もありましたけれども、なかなか難しい。区の役員さんとか、区の連携が、悲しいかなとか、だんだん薄れてきているというような形の中で、協議会を立ち上げたほうが地域住民との連携にもつながると思われますが、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、協議会の設置という部分のご質問にお答えをしたいと思います。

今、議員おっしゃったとおり、本計画の中では区長様等々と連携が取れている状況を鑑みまして、設置はしていないわけですが、今後計画を運用する中で必要となった場合には、設置につきまして検討をさせていただきたいと思います。計画運用につきましては、

関係課等で調整の上、場合によっては区長等にご意見、協議を求めてまいるところでございますので、必要に応じて設置を考えたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 令和2年度の国土交通省の調査によりまして、県内の半分以上の自治体が協議会を設置しているという情報もありますので、ぜひ検討をよろしくお願いいたしますと思います。

また、先ほどの管理不全空家の把握なんですけれども、国土交通省でも管理不全空家の対応フローチャートというのがありまして、ここにありますように、まず最初に管理不全の空き家の把握というのが一番の前提になっていて、その後で、判定とか助言、指導、勧告、命令というような順序になっていますので、ぜひ把握とデータベース化を早急にお願いしたいと思います。

続きまして……。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員、ここで休憩を挟みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○3番（宮下 朗君） はい、分かりました。

○議長（峯村賢治君） それでは、ここで昼食休憩を取りたいと思います。開始は1時5分からにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時05分

○議長（峯村賢治君） 休憩を閉じ、再開いたします。

3番、宮下朗議員の一般質問を継続します。

宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 先ほどの続きなんですけれども、空き家の活用についても多少お聞きしたいと思うんですけれども、先ほどもお話ありましたけれども、30年の調査で空き家のうちの4割がまだそのまま居住が可能ということで、そういう中で、やっぱり移住してくる予定の方がどのようなニーズで、多様化している生活様式の中でどんな住宅を求めているのかというような、そういう聞き取りなり、対応の中で、相談の中で、聞く話の中でどんなこと

をちょっと把握しているか、お聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうでお答えをさせていただきたいと思っています。

移住相談等を東京等で行っておりますし、それから、こちらのほうへ直接出向いていただいて、空き家の相談を受けております。

そういった方のニーズということでございますけれども、多岐にわたっております。例えば立地条件も、町部の利便性のいいところがいいという方もいれば、別荘地でもいいし、人家の少ないところがいいという方もいらっしゃいます。

それから、空き家の種類は、賃貸でも売買でもということで、その方のそれぞれの考え方でどちらの方もいらっしゃいますし、働く場所という部分でいきますと、この近くで働くというよりは、リモートワークをするのでというような、そういった環境が整っていればというようなニーズもいただいております。

あとでございますけれども、農地付がいいとか、倉庫・土間がある古民家がいいとか、ペットが飼えればいいのか、駐車場が欲しい、それから湧き水が出ているようなところがいいや災害危険区域外の場所をとということで、それぞれ移住されてくる方については、それぞれのお考えで多種多様なニーズがあるということは承知しております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

先ほど来、話ありました空き家バンクのほうの関係で、自治体によりましては、空き家改修補助金を利用して、リフォームした物件を比較的低料金で貸し出しているというような情報まで載せている自治体もあると思います。

そんな中で、空き家バンクのほうに賃貸情報まで含めて、いろいろ調べて、載せるというようなことは、お考えがありますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 空き家バンクのほうでは、貸したいという方の要望、それから貸主が、貸主というか、持ち主が貸したいという要望、それから売りたいという要望の、その空き家の登録はされていると思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 前回の質問でも空き家バンクの登録がなかなか進まないという部分があったと思うんですけども、前回の議会でも宮川議員さんのほうから、空き家バンクの登録の物件が、登録している方じゃなきゃ閲覧もできないというような、そういうことはどうかというようなお話ありましたけれども、私もちょっとそういうところで、要するにセキュリティ上の問題から、なかなかホームページに持ち主の方もアップしてほしくないとか、そういうこともあるとは思われるんですけども、所有者、管理者の許可を得る中で、物件によっては自由に閲覧できるとか、そういうものも含めたり、あるいは、ちょっとどこの自治体か忘れちゃったけれども、そういう契約が締結したものについては、売れましたとか、この物件、契約が成立しましたとかいう、そういう情報も載っている自治体もありますので、そういうのも多分、売買における一つの動機になったりすることもあるかなというような感じもしていますので、ぜひそこら辺も含めて、空き家バンクの見直しとか、そういうのもまたしていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、先ほど塚原議員さんのほうからも支援員さんのお話ありましたけれども、本当にデータベース化についてもやっていただくような考えあるようなので、しっかりとしたサポート体制をよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項の2に入らせていただきます。

行政事務の電子化と、それから政府の子育て政策の推進等で、多様化・複雑化する業務に対する役場の職員体制についてお伺いしたいと思います。要旨のほうの1と2を一括してお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会計年度任用職員も含めた職員の人数とその年齢構成、それから、今年度から始まる予定の定年延長制度の概要と今後3年くらいの延長対象者の人数をお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

現在、役場の職員につきましては、各課、多種多様な業務を担っております。個々の職務内容により繁忙期がまちまちであったり、選挙事務や国の制度改正対応により、臨時的な業務が生じる場合もあります。

そういった中で、年齢の構成にするバランスでございますけれども、令和5年4月1日現在の特別職を除く正規職員は48名であります。この職員の年齢構成につきましては、20代が9名、30代が9名、40代が14名、50代が13名、60代が3名の構成となっております。各

年の職員の採用人数であったり、中途、定年退職などによりまして、どうしても年代のばらつきは出てまいっております。

それから、定年延長の関係でございますけれども、定年延長制度は本年4月1日から施行されているところでございます。定年年齢をこれまでの60歳から65歳に引き上げるもので、2か年に1歳ずつ、段階的に引上げが行われます。こういった中で、今後退職を迎える職員の数でございますけれども、先ほど申しましたように、2か年に1歳ずつ段階的に引き上げますので、2年に一度退職者が出るという形になります。これによりまして、令和6年度末に1名が定年を迎えます。令和8年度の末に2人、10年度に1人、令和12年度に1人と、それから14年度に2人ということで、10年未満の退職者については7名であります。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

ちょっと質問要旨の順番が変わりますけれども、要旨4として挙げさせていただきました観光課と聖高原リゾートの職務分担についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） それでは、観光課と聖高原リゾート株式会社の主な業務・役割につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

観光課と聖高原リゾート株式会社につきましては、お互いの役割分担の中で聖高原を中心とします観光振興に努めているところでございます。

それぞれの役割でございますが、まず、観光課につきましては、村内に点在する観光資源を効率的に活用するため、その中心拠点であります聖高原におきまして、観光企画、観光宣伝、また別荘地事業の推進を行っております。また、聖高原リゾート株式会社につきましては、財団法人聖高原開発公社の業務を引き継ぐ形で平成24年12月に発足したわけでございますが、索道及びキャンプ場などの指定管理事業、それから聖高原内の各施設の運営管理事業、このほか独自事業といたしまして、聖湖でのボート・釣りの営業など、主に現場対応を行っております。観光課、聖高原リゾートともに、それぞれのノウハウを生かせる分野で連携して、観光事業の推進に努めているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 今の答弁にもありましたように、指定管理制度によりまして、聖高原の施設につきましては聖高原リゾート、また、シェーンガルデンおみと聖レイクサイド館等につきましては、技研サービスさんに業務を委託しておると思います。それから、別荘地業務についても管理センター等ある状態であると思いますけれども、こういう状態の中で、やはり聖高原に観光課が常駐している必要性というか、そういう意味が大分薄れてきているんじゃないかなというふうに感じておるわけでございます。

それから、また、村づくり推進課ですけれども、前高野村政の目玉政策として、多分新設されて10年以上が経過しております。地域おこし協力隊の制度やふるさと納税の企画など、時代のニーズに合った政策を推進してきたと思われまますけれども、この令和の時代に入りまして、国の政策も、デジタル化であるとか、子育て支援の政策とかに重点を置く方向に大分シフトしてきていると思われまます。

そんな中で、観光課は会計年度任用職員も含めまして3人、村づくり推進課のほうは4人というような、課の人数のバランスにおいても、ちょっと不釣り合いな感じになってきているんじゃないかなと思われまます。そういう観点から、例えばの例ですけれども、観光課のほうは、振興課の商工業とか建設関連と統合する、また、村づくり推進課のほうは、行政のDX化やまたはその企画・財政等と統合・再編するというような、そういうような状態も考えられるんじゃないかなと思っております。そのような関係の中で、ちょっと村長さんに今後の課の統合・再編、その辺のお考えを聞きたいと思われまますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） ご質問のあるとおり、役場の事務につきましては、少数精鋭の中で対応をしているというような実情の中でございまます。観光課等につきましては、やはり観光業務の最前線で観光客のニーズ等を図る中で、観光宣伝や、また観光誘致に努めていただきたいと思われているところでございまますし、やはり別荘業務もございまますので、別荘客との対応もしていかなきゃならないというようなこと、また、観光の最前線で職務を遂行していただくというのが現在考えているところでございまます。

また、村づくり推進課等につきましても、やはりそれぞれ事務を持ちながら、強いて言えば移住・定住者の誘致、あるいはふるさと納税のそういった物品等の送付等、いろいろな部分で活躍していただいておりますし、また地域おこし協力隊の、そういった対応も図っているところでございまます。特にふるさと納税につきましては、徐々に金額等も上がってきているというような形の中においては、大変多忙な事務を行っているわけでございまます。

今言われたとおり、確かにD X、また子育て支援というような部分、国・県のほうの対応も大変重点を置いてきているというようなこともございます。村のほうにおきましても、子育て等については、なかなか新たな課とか新たな部屋をつくるというような、そういった職員数ではございませんので、横の連携をつなげる中でそういった対応を図っているというのが実情でございます。

今後において、必要に応じて、またそういうものが大変必要であり、重要であるというようなことになれば、また全体的な見直し等も含める中で、対応は図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 先ほど質問事項の1でもちょっとお話ししましたがけれども、空き家対策等に考えましても、計画は振興課でつくって、進める中で、活用のほうだけはまた村づくり推進課とか、やっぱりそういう状態に今なっていると思われるんですね。そういう中で、課を増やすとかじゃなくて、そういうシームレスな政策を進める中で、どうしてもやっぱり同じ課でやったほうがいいことがあるんじゃないかなというふうな感じもしていますので、本当に令和に入って、政府の方針も、少子化に伴いまして、大分変わってきている部分もあると思いますので、それに対応した体制もぜひ考えていただきたいと思います。

続きまして、関連もありますけれども、専門職員と技術職員の採用・育成についてということなんですけれども、今年度よりデジタル推進員さんが採用されまして、活動されていると思うんですけれども、やっぱり今後のD X化というか、デジタル化推進するためには、やっぱり1人だけだとどうしても難しいところがあって、総務課のほうにD X担当ということで3名ですか、いらっしゃると思うんですけれども、どうしてもやっぱり専門性の持った専門職員さんがいたほうが一番いいと思うんですけれども、課や係の新設が困難ということになれば、各課に1名程度のデジタル推進員さんを、若い、先ほども20代の方9名とか、30代の方が9名とかいらっしゃいますけれども、こういう方を育成していただいて、多分ある程度の年齢になればあれなんですけれども、デジタルが当たり前の世代、デジタルネイティブって言われているような世代の職員さんを育成していただいて、デジタルのほうの推進も必要ではないかと思われるんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

専門職員等についてのご質問でございますけれども、国によるD Xの推進によりまして、全国でデジタル人材、今不足している状態の中であります。幸いにも今年度より、会計年度任用職員1名をデジタル推進員として採用することができました。現在、デジタル推進員を中心にD Xの推進に努めているところでございます。

先ほど質問にもございますが、デジタル員1人で全てやるということではできません。それぞれがそのデジタル職員から育成をしていただいたり、また、デジタル職員を中心に学習会・勉強会などを進める中で、職員全体がD X対応できるような、そんな人材を育成していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） そういうお考えということなんですけれども、やっぱり本当に若い職員の方を中心にぜひしっかりした体制で推進していただきたいと思います。

最後になりますけれども、やっぱり専門職員の関係で、上下水道等の職員なんですけれども、やっぱり全国的にこういう水道関係とかいう、ある程度の専門の知識と技術を必要とする職員さんの不足がやっぱり全国的に問題になってきているというふうに聞いております。麻績村につきましても、少数精鋭体制でやってきておられると思いますけれども、やっぱり今後の人材不足が心配される場所だと思うんですけれども、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

確かに今ご質問のとおり、水道職員も人材が不足している状況になろうかと思えます。現在、そういったことから含め、各種研修等へ参加するなど、そういった専門職等についても人材育成に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） やっぱり専門職員、多くの職員の方は、普通一般職というか、総合職のほうで採用して、やってきていると思うんですけれども、途中からというか、やってきた方が専門職のほうへ行くというか、職員の意思を尊重するとか、そういう形で今はやっているということでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 職員採用については、一般職ということで採用させていただいてございます。そういった中で、職務の内容を見ながら、やはり適材適所というような形で職員の

配置をしているわけでございますし、特にこういった行政職員につきましては、本当、広く、浅くというような、というのは、それぞれの村民の皆さん方、いろいろな面についてお問合せがあったときにアウトラインだけは答えられるというような、そういった中での人事異動というのがあるわけでございますけれども、そういうものを抜いて、やはり技術職となりますと、一種のプロパーというような形で1点に固定してしまうというようなこととなりますと、やはり麻績村全体、総体的な部分が見えてこないということもでございますけれども、やはり今ご質問のとおり、技術職というものは、大変、今不足しているのは実情でございます。DXにしる、DXの職員募集をしたんですけれども、一人も来なかったというようなこともございますし、また、保健師さん等においてもなかなか見つからないという部分もございます。

今後において、本当に強いて言えば、職員の中から教育をしていかなければ、なかなかそういった専門職員というものも見つかってこないではないかと思っているところでございますし、今、全国的には、そういった水道・下水道の技術職がいないというようなことで、今そういった水道・下水についても、企業局のほうで広域化というようなことも今いろいろと騒がれているところでございます。

そんな形の中でございますので、職員の中の研修を積んでいただく中で、また研さんを深めていただく中で、対応を図っていきたいと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

本当に難しい問題だと思います。村長おっしゃられたように、総合職の育成というか、そういうことも確かに大事だと思います。あわせて、本当に技術職の育成も、村民サービスに一番直結してくる部分でもあると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（峯村賢治君） 3番、宮下朗議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 茂 木 泰 男 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、4番、茂木泰男議員の一般質問を許可します。

なお、茂木議員より、着座にて質問を行うことの要望を受けておりますので、これを許可します。

茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 4番、茂木泰男です。

さきに通告した3項目について、一問一答でお聞きします。

大変恐縮ですが、自席にて、着座のまま質問しますので、よろしくお願いします。

質問事項1、駅前周辺の整備事業について。

先日議長と千代田区で全国正副議長研修会に行ってきた、24日、麻績村聖高原駅へ私降りたんですが、今年電車に乗るのは初めてで、初めて麻績へ降りたときのことを思うのと、誰に聞いていいのか、そのときは、うちまで歩いたんですが、誰一人も行き合いっこなし、タクシーが2台あっても乗る人もなし。何か50年前とえらい時代が変わったな、こんな印象を受けたんですが。

この質問は、多くの先輩議員、また子ども議会でも上げられました、また3月の定例議会でも、同僚議員も同じ質問をしているわけですが、駅前整備に向けた検討委員会組織をいつ立ち上げるのか。また、今年の4月8日の区長会の資料を見ると、令和5年重点事業に明記されていない。どの程度重要と考えるか、お尋ねをしたい。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、検討委員会の立ち上げについてでございます。

現在の状況についてお話をさせていただきたいと思います。聖高原駅前総合整備事業として、駅前整備を庁内で検討しているところでございます。昨年は、庁内の関係する職員で県内のコミュニティー複合類似施設の視察を行ってきたところであり、今年度は、今月中に聖高原駅に類似した規模のところで駅前整備を実施している状況等を視察する予定としておりまして、現在は検討委員会を立ち上げておりません。

今後、関係する用地の登記の確認ですとか、関係団体への協力依頼など、事務的に事業が実施可能かどうか判断ができたタイミングで検討委員会を立ち上げて、整備の方向性を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 予算書には、企画費の中に聖高原駅整備研究検討委員10名の報酬が計上されているが、どのようなメンバー構成を考えているのか、お聞きをしたい。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきます。

村内の関係団体、それから商工会、それから学識経験者等を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） どのような工程でいつ頃結論を出すのか、また、委員会構成には、庁内の幹部職員ばかりでなく、村外、こういう小さな村の設計並びに開発した人を呼んで、また若い人、大学の連携による学生の参加、そういうものは考えておりませんか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 検討委員の委員は、幅広い方に参加いただく中で、いろんなご意見をいただきながら、検討してまいりたいと思っております。その中には、一つの考え方としては、設計に携わる部分の委託業者等というか、業者の専門性の持った方にも入っていただくというようなことも一つの方法ではないかなと思っているところでございます。実際に入れるかどうかという部分は別でございますけれども、いずれにしても幅広い方のご意見、それから年代も含めて、そういった部分も加味した中で立ち上げてまいりたいと思っております。

予算に載っていますとおり10名を当初予算には盛っておりますけれども、立ち上げる時期については、予算説明のときも申し上げましたとおり、この事務的な部分がある程度固まってからでないと、検討委員会立ち上げても方向性が出てまいりませんので、その辺のところのタイミングにつきましては、もう少し検討をさせていただく中で、検討委員会の立ち上げというような方向に行きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） なかなかこの問題は、多分何十年もかかると思いますが、現在駅前通りを見ると、パン屋さん、電気店1軒、ほかり美容店、最近では、クラフトビールの居酒屋さんまできたんですが、かつてのにぎわいは見られなくなりました。この状況について、どう考えているのか、またどのようにしたいと考えているのかをお聞きしたい。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、茂木議員さんのおっしゃるとおり、やはり麻績村の、強いて言えば駅前通りが栄えた時代から、今は大変、今言われたとおり、下から見上げて、やはり理美容の回転のネオンが2つ光って見えると。なおかつ、店屋においては、昔は本当に駅前から中町の警察の突き当たりまで両サイド店屋で埋め尽くされていたのが、今は1軒、2軒というような程度しかなくなっているというような実情でございます。これについては、麻績ばかりじゃなくて、この筑北地域の駅前を見ても、ほとんどそのような状況になってきているのが状況でございます。

本当に観光村麻績村として、駅前降りたときにやはり何らかしらのアクションができるような、そういった部分におきまして、駅前の整備ができればと思っているところでございます。整備の中におきましては、どうしても村ばかりじゃなく、県、あるいはJRさん等々も協議の中に入っていかなきゃならないということでございますので、一朝一夕に今日行って、明日というわけにはいかないわけでございますけれども、やはりそういう意味で、麻績村の聖高原駅を降りたときにやはり観光村であるというような、そんな認識を持っていただけるような形の中で推進をしていきたいと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 私、1期目のときに、麻績村の発展は玄関口からという言葉を申し上げました。麻績村の発展は玄関口からだと思います。聖高原という観光地を持ちながら、その玄関口の一つである聖高原の現状は必ずしもいい状況ではないと思うが、整備、再開発は、村の活性化や若者の移住定住に影響を及ぼすと思うが、観光課、振興課、総務課、村づくり推進課を横断して、総合的な中で村を挙げて、早急に推進していただきたいと願っておるわけであります。

以上です。

それでは、質問事項2に入りますけれども、質問要旨1、村の不法投棄についての今までの対応は。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、村内の不法投棄についての今までの対応についてご説明を申し上げます。

不法投棄の対応につきましては、不法投棄監視連絡員さんが村内を巡回いたしまして、不法投棄の疑いがあれば、住民課に連絡をいただき、対応をしています。あわせて、地域住民の方からの連絡や聖高原内であれば、不法投棄監視連絡員さんをはじめ、観光課職員や聖高原を美しくする会会員の方々が別荘地内を巡回している際、不法投棄の疑いがあれば、情報共有しながら対応をしている状況でございます。

しかしながら、聖高原の中自体は別荘地の地上権設定区画内ということもあり、地上権者の所有物の可能性もございますで、個人の所有物を不法投棄とは言い難い可能性もございます。そのため、対応に苦慮しているという事案もございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 村内の不法投棄ついて、今までの対応って、今住民課長説明をしていただきました。

私も数年前、今の総務課長のときに不法投棄監視員をやらないかということで2年間やりましたが、1か所不法投棄してあれば、またほかの人がそこへまた捨てるというような事例が大変多かったです。監視員をやっているときは、筑北地区で私、その当時は1人でした。これも14か村回るには大変時間がかかって、私なんかこういう状態ですので、1週間以上かかりました。それから2年目は、1か月10時間と言われておりました。10時間回るのは、やっぱり今の話だ、1週間ではとても私の体では回り切れません。大きなもので洗濯機、冷蔵庫、ガスボンベ、タイヤ、ビニールに入った小さなポイ捨ては私が回収をしました。大きなものに対しては、地方事務所に電話して、地方事務所から各村に連絡が来るという流れでした。

今、住民課長が言われた、これ聖高原の件ですが、多分住民課長も見て、ご存じだと思います。聖高原を回ったときに、住める状態の別荘ではなく、周りごみ屋敷でした。場所は、坊平から5分くらい上がった、電柱でいうと、27のきの482、右下です。不法投棄の場所はここでありましたが、大概不法投棄するというと、山の中ですよ。とにかく筑北村も、山の中だと何か不安で、どこへ行ったら行き止まりだか分からないようなところもありました。大概行き止まり、枝道が圧倒的に不法投棄が多いのが現状です。

以上です。

それから、要旨2ですが、今後の村の対応は。

今、住民課長がおっしゃったとおり、私有地は手をつけられないというようなことをお聞

きましたので、私もそこら回って、個人情報もあるので言えないんですが、タイヤもこの間、テレビで放映あって、九十何本不法投棄だと。麻績でもそういうところも何か所かあります。筑北村にもあります。でも、それはしゃべるわけにはいかないから。

それで、今後のそういう対応、例えば手をつけられなきゃ、どういう方法があるのか、自治体として考えていただきたい。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、今後の対応ということで、まず初めに、対応といいますか、対策として今考えていることを申し上げます。

今現在お願いしている不法投棄監視連絡員さんとのさらなる情報共有、また、麻績村ポイ捨て等防止に関する条例及び同条例施行規則が平成15年4月から施行されていますので、条例に沿った啓発に努めてまいるということであります。

また、各個別事案につきましては、それぞれ不法投棄監視連絡員さんと情報共有を密にしながら、その事案ごとに対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 3に入ります。

筑北三村地域自立支援協議会について、先日新聞にも載っていましたが、その現状をお話をしていただきたい。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、筑北三村自立支援協議会についてご説明申し上げます。

こちら、立ち上げまでの経緯からご説明申し上げます。

こちらは、平成24年4月から、障害者自立支援法等の一部改正により、令和3年度までは、長野県内10の圏域で協議会が形成されていきました。麻績村につきましては、3市5村で構成される松本圏域の自立支援協議会で運営をしておりました。運営する中で、松本圏域は、県内最大規模の圏域であることであったり、構成する3市5村の地域ごとで課題が異なるということがあったものですから、令和4年度から、各市村において自立支援協議会設置要綱を制定して、運営をしているという状況でございます。

令和4年度から自立支援協議会を各市村で運営する中で、似たような地域性を共有している麻績村、生坂村、筑北村の筑北3村の障害福祉の推進と環境整備についての情報共有や必要な施策等を協議する場があれば、行政や障害福祉サービス関係団体との行政区域を超えた

横のつながり、障害をお持ちの方や家族が安心して暮らせる環境づくり、自立に向けた取組など、社会参加の実現を図ることを目的として、今回の設立に至った次第でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 東筑三村地域自立支援協議会が発足して、会長には筑北村住民福祉課長に決まったわけですが、スタートしたわけですが、役員構成、また、何年に1回ぐらいは役員会を開くのか、まだそれは、発足してまだ僅かでそれ決まっているのか。また、障害者を持つ親も役員の中へ入っているのか、入っていないのか、お聞きしたい。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） 先日の筑北三村自立支援協議会の発足式自体の参加者でございますが、筑北村からは、筑北村の住民課、教育委員会、あと筑北村にあるちくほくシャインカレッジ、筑北村社会就労センター、筑北村社会福祉協議会、あと宅幼老所、キノネアク相談所などの障害者の関係者です。麻績村につきましては、麻績村役場住民課関係者、あと教育委員会関係者、麻績村社会福祉協議会関係者、生坂村につきましては、生坂村の住民課関係者、教育委員会関係者、生坂村社会福祉協議会の関係者が出ております。あわせて、圏域ということで、そちらのソーシャルワーカーの方が、大北圏域、松本圏域のソーシャルワーカーの方、また、障がい者総合支援センターあるぷの方も呼びして、最終的に事務局につきましては、筑北3村が今、基幹相談支援センターに委託しているキノネアクさんのほうにお願いしているという状況でございます。今後も、必要があれば、各関係団体が構成されて、組織化されていきます。

今後の動きでございますが、各部会をつくりました。その部会の中に部会がございます。まず、権利擁護部会、支援部会、あと共生部会、評価委員会、このような形で部会等がございます。既に支援部会の中の就労関係、支援部会の中の重度障害関係、支援部会の中の地域居住関係など、各部会に分かれた方々がいらっしゃいますので、部会ごと既に動いているところもありますので、私たち行政としては、職員が行ったり、あとは評価委員会の中には役場職員、役場の各担当課長が評価委員になろうかと思いますが、ということで、携わっております。最終的には、回としては年3回やるんですが、部会は、各部会ごと、個別に行われるということで、今回の設立式ではそのような形で確認をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 今言うと、障害者の親御さんは役にも入っていないという解釈でよろしいですね。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） こちらのの中では、あくまで関係する事業所ということで関係になっています。その後、そこから、例えば麻績村の障害者福祉、身障協の方に対しては、事務局が麻績村社会福祉協議会がやっておりますので、そこからおつなぎするとか、そのような形で、まずその上の各事業所ごとで情報共有して、この筑北三村の障害福祉施策を統一するというような形で発足したものでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 私も、この県の理事長から委託を得て、相談員も、これも8年もやっているんですが、またこの7月7日ですか、また松本で研修会があります。今までのうちに1回だけ相談受けたことがあります。それは、皆知らない、周知していないんで、役場も来ているのかちょっと分かんないけれども、そこら辺の相談もそっちのほうで受けてもらえるんですよ。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） 相談業務は役場のほうで受けまして、細かい、例えばこちらではすぐにご対応できない場合は、委託している自立支援基幹センターのほうに相談して、個々の事案に対して対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） これ、つい最近の4月の事例でございますが、麻績村ではございませんでしたが、私のところへ連絡あって、相談に乗ったわけですが、18になって、社会へ勤めへ行った、松本の業者ですが、そこでお子さんが殴られて、そういういじめがあって、そこを私辞めろって言って、辞めさせて、その社長とも話しました。辞めて、今は塩尻のところへ勤めていますけれども、そういう事例があって、じゃ、私手挙げて、徹底的にやれよって言ったら、そこまでは勘弁してくれということで。

そこで、障害者に優しいまた相談員、相談に乗ってやって、これが発展するように、ぜひとも名前だけでなく、皆さんが活用できるようにしてもらいたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（峯村賢治君） 4 番、茂木泰男議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 飯 森 寛 志 君

○議長（峯村賢治君） 続きまして、5 番、飯森寛志議員の一般質問を許可します。

5 番、飯森議員。

○5 番（飯森寛志君） 5 番、飯森寛志でございます。

事前に通告いたしました防犯カメラ主要道路・自宅設置について、脱酸素（カーボンニュートラル）への対応、地域おこし協力隊についての3問に対して、一問一答でお願いいたします。

なお、各質問要旨は、関連がある部分がございますので、一括でご回答も構いませんので、よろしくお願いいたします。

まず最初、質問でございますが、防犯カメラ主要道路・自宅設置についてでお伺いいたします。

昨今といいますか、この麻績村周辺で、麻績村内の高速道路インターチェンジの利用増、また筑北スマートインターの開設、これは令和5年度中ということで聞いております。それと、県道12号線・55号線の拡幅・改修工事、それと、国道147号線の青木村松本間トンネルのバイパス設計案がここでまとまってきております。用地買収や設計等がこれから始まるということでお聞きしております。それぞれ道路改修工事等が進む中で、ここ麻績村でも人の往来が増えてくると予想されている中で、村内での防犯についてどう考えるか、お聞きしたいと思っています。

1つ事例ですが、確認まではしていないのですが、近隣の自治体の知り合いから相談がありまして、そこでは、まず、買取りと称して、貴金属の有無を確認しながら、強引な買取りを進めているという事例があって、どうしようかという相談もありました。また、鍵のかかっていない農機具倉庫に何々さんと呼びかけながら、のぞき込んでいるような事例も発生しているということです。

そこで、当村を見ても、高齢世帯が多く、独り暮らしの世帯も増加しています。当村でも、確認できないだけで、今後発生し得る可能性があると思われます。それらを防止・予防する一つの手段として、各自宅・主要道路への防犯カメラの設置が必要と思いますが、そこでま

ず、現状の防犯カメラの設置個数はと個人宅へ設置した場合の費用負担、また、主要道路への設置についてお伺いしますが、これには、プライバシーですとか個人情報等の問題は出てきますが、現社会では、防犯カメラからの情報により様々な事案が解決につながっております。今後、当村の防犯についてどう考えるか、お伺いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

質問3件ございますが、一括で答弁をさせていただきます。

まず、現状の防犯カメラの設置個数であります。村内における村設置の防犯カメラの個数です。総務課管理で3台、観光課管理で13台、計16台が設置されております。

次に、個人住宅での設置への費用負担の考えはということでございますが、現在の個人宅での設置についてであります。村では、個人宅への既存の設置数は把握ができておりません。想像であります。まだそれほど多くはないのではないかと推測するところであります。現状においては、個人宅への防犯カメラ設置について、村で費用負担をするという予定はございません。

最後に、主要道路への設置の考えはということでございますが、今年度において、国道403号及び県道丸子信州新線沿いの村有施設の敷地内に合計で5台の設置を予定しております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） ただ、防犯の予防という観点から見ましても、起きてからでは遅いです。ですから、予算の関係もあると思いますが、個人宅への防犯カメラの設置に関してのある程度の自治体での補助等は考えていただきたいと思いますし、機械に関しましても、いろいろな設置、あと連絡方法がございます。1台のカメラでクラウドを集中して管理する方法とそのカメラから各自のスマートフォンに転送する方法等々がございますので、できるだけというか、ぜひとも、今後の予防のためにも防犯カメラの設置をお願いしたいと思いますし、主要道路に関しましては、できるだけ交差点等に設置をお願いして、防犯の予防等につなげていただければと思っております。

こちら辺で少し、今年度の予算等々ありますが、近々の予算での設置の考え方はいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

県内では、一部の自治体では助成をしているところがございます。助成はしておりますが、各個人宅への設置のみでなく、そのカメラが近隣道路の撮影できる、そういう条件がついております。そうなりますと、全てのお宅が対象となるということではありませんので、その辺のところもちょっと考慮していかなければならないかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） できるだけ検討というよりも、前向きに検討していただいて、各住民・村民の安心・安全を担保しながら、しっかりと生活できるような村づくりにしていただきたいと思いますので、防犯カメラの設置等に関しましては、前向きな検討をよろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問事項ですが、脱炭素（カーボンニュートラル）への対応でございます。

これは、第7次振興計画の中核計画内にもゼロカーボンへ向けての目標がございます。前期計画での進め方をどう考えているのか。一昨年12月定例議会でも一般質問いたしましたが、この第7次麻績村振興計画内に、時代の潮流と課題の脱炭素社会への対応とあります。麻績村としても、ゼロカーボンに取組を可能な限り進め、継続可能な村づくりをしていく上で、脱炭素の実現に向けて施策を展開することが求められていますと、計画の中では記載してございます。

今回は、特に前期基本計画の中で基本計画書の第4節、「豊かな自然と共生し、地域で支えあう村づくり」、防災、生活安全、環境保全、循環型社会を構築するために、生ごみ収集・処理を推進し、可燃ごみの減量化を目指し、環境に優しい村づくりを進める。この項目の中でも、住民に特に近い可燃ごみの減量化を令和4年度が1万4,500トン、令和9年度で1万4,000トン。これは96.6%となりますが、そこで、どのような施策で減少し、住民に対しての行動と思いを村が求めているものは何か。

また、この最終目標、目標値はどういう目標値で進めているのか。そして、また、EV化が進む中で、行政観光として挙げるEV化として、その中の対応として、公用車のEV化、EV車対応の充電設備導入を挙げていますが、そこで、公用車のEV化、EV対応の充電設備の導入の時期、また、公共設備、公共建物、公共での土地での太陽光発電をどう考えているか、お伺いしたいです。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、私のほうからは、質問要旨の1番と2番について、住民課関係のほうをお答えさせていただきます。

まず初めに、どのような策で削減し、住民に対しての考え方はの中の可燃ごみの減量化についてでございます。

今現在も行っているんですが、生ごみについては、一部地域であったり、村内の事業所から出た生ごみ等をこちら役場職員が回収しまして、小東地区にある堆肥化施設に持って行って、それをリサイクルして、地域循環型社会ということで、その生ごみ自体を新しく還元するというような形で可燃ごみの減量化を図っているものでございます。

あわせて、ごみの減量化再資源事業補助金、こちらコンポスターの補助金でございますが、それを皆様のほうにお伝えしながら、生ごみの減量化イコール可燃ごみの減量化につなげていくということで、環境美化協力委員さんの会議の中でご説明を申し上げたところでございます。

あわせて、議員さんおっしゃられました第7次麻績村振興計画内の基本構想第4章、時代の潮流と課題の中に脱炭素社会への対応というような形で書いた記載がございます。こちら、先ほど申し上げましたとおり、環境美化協力員さんを通じてのごみ減量化の周知、あと今年度から開始した、直接可燃ごみとは関係はないんですが、逆に太陽光発電システム補助金を作成しまして、カーボンニュートラルへの対応ということで今現在進めているところでございます。

あわせて、今年度の事業計画といたしまして、1つ目は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく麻績村の地球温暖化対策推進計画事務事業編の策定に取りかかろうということで今考えております。この事務事業編につきましては、令和4年度を基準年度といたしまして、各課が管理している公共施設の電気、ガソリン、灯油、軽油、LPガスの年間使用量を各施設、項目ごとに集計し、それを基に二酸化炭素排出量を算出いたします。その公共施設の二酸化炭素の合計排出量を導き出しまして、それを基準年度として、削減目標を立てて、策定後には、住民の皆様に周知していくような計画を、公共施設の関係の事務事業編をつくらうということで動いております。

2つ目でございますが、麻績村一般廃棄物基本計画の基本構想年度が今年度までとなっております。それを踏まえまして、第7次振興計画の施策方針等を反映して作成するよう、準備を進めているところでございます。

続きまして、最終目標値についてご説明申し上げます。

現段階の回答になるんですが、今年度策定に取りかかります地球温暖化対策推進計画事務事業編を策定する中で、目標値をお示しすることができると考えております。しかしながら、令和5年3月に長野県ゼロカーボン戦略推進本部が発表いたしました長野県ゼロカーボン戦略ロードマップ骨子の数値目標につきましては、二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を、令和12年度（2030年度）に6割減、令和32年度（2050年度）にはゼロを目指す数値目標の記載がございます。当村といたしましても、可能な限り、脱炭素社会実現に向けた取組や長野県ゼロカーボン戦略に沿うような目標値が理想だと感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうから、公用車のEV化等のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

近年、地球温暖化防止に向けまして、二酸化炭素排出量削減を目標とした次世代自動車、EV車等ではありますが、それへの関心が高まっております。国内における次世代自動車の販売台数も年々増加している状況にあります。また、最近では、地方公共団体においても、脱炭素化に向けまして、公用車として電気自動車の導入をする自治体も見られるようになってきております。

ここで導入の時期については明言はできませんけれども、当村においても、EV車両、また充電設備の導入に向けて、財源を確保しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、公共建物、土地での太陽光発電につきましては、新たに建設する公共施設については、設計段階で設置を検討していく必要があらうかと考えております。また、既存の公共施設については、今後の研究課題であると考えます。それから村有地への設置については、現在予定をしておりません。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。

なかなかごみの部分というのは、各自治体、頭の痛い部分がございますし、ごみ処理に関しても、ごみ処理する施設を自分の近くへ造れという住民もいないというのが現状ですので、できるだけ各家庭がごみの排出を少なくするというのがまず大事なと思っております。

先般の新聞なんですが、ごみ排出量が過去最低という部分がありまして、全国で2番目に

少ないというのが長野県でございました。その中で、中信地区麻績村は、1人当たり1日815グラムの排出量、ただし、長野県の平均では800グラムという数字が出ております。少し前は、結構麻績村も排出の分が低くて、当時の村長さんが非常に胸を張っていたような記憶がございますが、できるだけそのような部分で当村も近づけていければなと思っている次第でございます。

また、近隣の生坂村ですけれども、脱酸素先行地域ということで、ここで選定書を授与されたということが今日の新聞にも載っております。筑北北部の3村の中でも、もうこれ進めている自治体もございます。そこら辺の進め方をどう考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、現段階での担当課の考え方を申し上げます。

まず、先ほど飯森議員さんおっしゃられました1人当たり、麻績村のごみの量、1日815グラムということでございますが。こちらは一般の家庭ごみでございます。ですので、当村の場合は、各家庭プラス別荘地もございます。その別荘の方のごみも含めて、回収したごみを人口割で割り返しているものですから、基本的には、実際の麻績村民だけではない方のものが分母として削られているものですから、一概に何とも言えないというのが現状ではございますが、それにしても、若干上がってはいると思います。

あわせて、ごみが増えた理由といたしまして、ここ3年間のコロナ禍で自宅内にいる方が多いというのがございます。ですので、自宅にいて、そこで、自宅からかなり外に出なかった時期もあったものですから、その家庭でのごみが増えたのかというのも一つ、理由かと考えております。

あわせまして、生坂村さんのような事例の関係でございますが、生坂村さんでは、たしか2030年にゼロを目指すという、そういう先進地域ということでモデル指定をされたかと記憶しております。長野県のロードマップですと、6割減というような形で書いてあるものですから、麻績村もすぐそこに類似した減ができるかどうかというのは正直何とも申し上げられないんですが、できる限り減量を目指すような形では考えております。

ちょうど同じ新聞の中に、今日、麻績保育園の子たちが花を植えたというのが記事に載っております。逆にそのように、花をそういうふうに植えたということは、光合成によって二酸化炭素が減るというような、そういう効果もありますので、地道にも、そのような形で脱炭素社会にも一歩近づいた協力をしていただけるのかなというふうには考えている次第で

ございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 本当に何度も申し上げますが、頭の痛い問題であると思います。

それと、あと家庭の生ごみの搬出の部分に関しまして、先ほど課長のほうからコンポストを導入ということもありましたが、生ごみの乾燥機という部分も十分活用できるのかなと思います。ただし、値段的には張りますので、個人的なんですけれども、私も利用させてもらいましたが、もう少し補助金が出ればなと思っているのが、小さい声で言いますけれども、よろしく検討のほうをお願いいたします。そうすると、搬出ごみもかなり軽く、少なくなっていくのではないかなと思っています。

ごみに関しましては、本当に住民・村民がみんなで考えていけない部分がございますので、しっかりと自治体のほうで啓蒙していただきながら、進めていただければと考えております。

それでは、3番目、地域おこし協力隊について伺いいたします。

これは、2008年、地域力創造プラン、俗名鳩山プランと言いますけれども、提唱され、2009年、総務省によって制度化された地域おこし協力隊制度でございます。当村麻績村では、早い時期から、2011年から導入して、今年で12年目がたち、今後の進め方をどう考えているか、伺いいたします。

導入以降、延べ48名の協力隊員の活動と22名の移住の方がいらっしゃるとお聞きしております。12年間運用してきた麻績村として、まず、地域おこし協力隊導入時からの考え方に変わりはあるのか。また、応募に当たり、麻績村としての受入れ状況、特に昨今増えている荒廃地の利用を挙げておりますが、地域おこし協力隊での活動の中でどう荒廃地の部分を進めているのか。その中で、自治体として、耕作地開拓、これは主に果樹、リンゴですとか加工用ブドウ、ワインです、ワイン用ブドウの誘致にどんな考え方を持っているのか。

それと、ちょっとこれは、農地というか、活動の中には入りますが、一部の住民よりちょっと相談を受けまして、貸出し農機具の管理状況、農機具の扱いが雑になっていないか、ちょっと尋ねてみてくれという問合せが何件かございます。これには、ひょっとして、貸出し条件が非常に低いのではないか、同じような条件であれば、私も使いたいというような意見もございました。これに対して、まず、協力隊員への農機具の貸出し、管理状況等をお尋ねし、そして、一部独自産業として進めている協力隊員による栽培、製作した製品・商品、農

業班の栽培作物、民芸班の作品販売状況をどう考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、1 から4 番まで一括してお答えをさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊の導入時からの考え方に変わりはということでございます。

平成23年度から地域おこし協力隊を採用しております。当時は、村内で高齢化が進むということで、地区の活動ができない地区が現れはじめるなど、村内に若者を増やす施策が必要であったことから、協力隊を採用し、若者が村内で活動してもらうことによって、少しでも村内が明るくなればということで導入に踏み切り、採用を始めた経過があります。活動内容としては、伝統工芸の復興、集落支援、子育て支援、観光PRといった活動内容からスタートをしております。

導入後5年ほど経過する中で、定住につながった協力隊、5名中2名でございますが、この者が子育て中の若者であったことから、協力隊制度は地域に移住するためのきっかけづくりになると実感しまして、その後は採用者数を増やして、今年度で延べ48名を採用し、定住隊員17名の家族を含めると、46名の定住がなされております。その後、採用を進めて行く中で、高齢化によって遊休農地が増えてきたことなどから、農業後継者として活動していただく隊員を募集するようになり、村内の主要農産物であるリンゴ栽培農家が高齢を理由に離農するというような話が出てきたということで、平成29年度からNPO法人おみごとを設立し、リンゴの栽培を引き継いでいただける隊員を募集するということで現在に至っているということでございます。したがって、導入当時から、それぞれの時期にそれぞれのニーズに対応した形で採用をしており、変わりがあるかといえば、変わってきているということでございます。

続きまして、自治体としての耕作地開拓での誘致の考え方はについてでございます。

現在の隊員においても、新たな耕作地を見つけて、圃場拡大を行っておりますけれども、耕作地の開拓には、資材の高騰もあって、多額の費用が必要となるという費用の問題、それから、開拓を前提として協力隊の誘致・募集を行った場合に、収穫物で生計を維持できるまでの間の生活費をどうするかというような問題ということもあったり、開拓を前提とした誘致を行うというには、現状課題が多いかなというふうにも思っております。

新規就農者の方は、技術の向上、開拓後に継続して栽培を行っていける意欲があるかなど、まずは、研修圃場で研修をしていただきながら、技術を習得し、村に定住をしていく覚悟が

あるか、それから、生活設計などを見極めるといったことも踏まえた中で採用という形が最良であればなというふうに思っておりまして、自治体のほうで耕作地を開拓して、そこへすぐに隊員を入れるというのは、なかなか難しい部分があるかなというふうに思います。

続きまして、3番の協力隊員への農機具貸出し・管理状況の考え方はということでございます。

農業機械につきましては、平成29年度、村が国の地方創生の加速化交付金を活用して購入した農機具をNPOに無償貸付けしているものとNPO法人が県の元気づくり支援金を活用して直接購入したもの、それから、離農された農家から無償提供されたというような農業機械がございます。機械の管理等は、通常の手入れ・整備においてはNPOが行っておりますし、修理が必要であれば、NPOがある程度の負担をしております。不可抗力の部分については、NPOが対応しているということでございます。貸出しには、現役の協力隊、それから協力隊を卒業したOBの方々については、NPOの会員となっておりますので、無償の貸出しを行っているところでございます。

続きまして、4番でございます。協力隊員による農業班の栽培作物、民芸品の作品、販売の現状についてどう考えるかということでございます。

農業班の収穫した青果のリンゴでございますけれども、これについてはおおむねJAへ出荷し、一部は、販売研修の一環と村のPRを兼ねて、東京などで物販販売を行っております。直接消費者の声を聞くため、消費者のニーズ把握などの研修を行っているところでございます。また、加工品でございますけれども、これは、加工施設へ持ち込みをしまして、ジュースやドレッシングなどに加工しておりますけれども、これについては、自立後の加工研究のためということで行っているものでございます。

それから、工芸班でございます。伝統工芸の復興ということで、現在、草木染、各種織物、紙すきに取り組んでいただいておりますけれども、夏には、聖高原において「おみもの市」ということで、作品の展示・販売等を行っておりますけれども、作業体験も含めた中でのイベントという形で行っております。

作品の展示・販売でございますけれども、販売を目的にしているわけではございませんので、こういったものについては、あくまでも研修のうちのものということでご理解をいただきたいと思います。

協力隊の経費は国から交付金が出ておりますので、基本的にこの収穫物を販売目的という形にすることはできませんので、そういった考え方で、研修の一環ということでご理解いた

だきたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。

地域おこし協力隊の皆さんには今後も頑張っていただきたいと思いますし、この協力隊、麻績村での応募に対して、たくさんの応募者が来ることを期待しておるんですが、先ほども言いましたとおり、機械等の扱いが圃場に野ざらしでそのままになっているですとか、使ったトラクターが屋根つきの倉庫にはあるが、泥だらけになっているとかという苦情というか、意見も来ておりますので、みんなで使う共同機具であれば、次の人が使っても気持ちいいような管理状況にしていただかないと、周りを見ている村民が非常に嫌な思いをしているというのもひとつご理解していただきたいと思いますと思っております。

また、ちょっとそこら辺をどう改善していくのかというのはちょっと難しいと思いますが、ひとつ村の各圃場を見ていただいて、協力隊員の使っている圃場で気がついたら、自治体の皆さんが一言言っていただければなと思いますが、そこら辺の管理方法ですとかというのは難しいものですかね、ちょっとお伺いいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきます。

野ざらしの件につきましては、借りていって、大体その日に返してもらっていると思いますので、NPOで管理しているものをそのまま放置しているというのは、最近ではないのではないかなと思っております。

それからトラクター等は、一度、たとえ30分使ってもどろどろになることは確かでございます。それを次の日も使うけれども、きれいにしろということであるとする、その辺はできていないのかと思っております。ただ、例えば田起こしが終わった、代かきが終わったというときには、それぞれ洗車等をして、きれいにしておりますので、その辺のところ、見る方がどういったところで見ているかという部分は分かりませんが、そういった状況が苦情として議員さんのほうへ耳に入っているということであれば、管理のほうもしっかりしていただきたいということで、徹底させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） ちょっと苦言みたいな部分で申し訳なかったですが、本当に機械の管

理に関しましては、ちょっとした不備が大事故につながりますので、管理のほうをよろしくお願いいたします。

また、自治体での耕作開拓なんですけれども、近隣でいえば、東御市のように、自分たちの土地を切り開いて、加工用ブドウの畑にするという努力もしておって、今の状況になってきております。確かに東御市は、昔の養蚕が盛んで、桑畑が多くて、桑畑がかなり荒れ地になっていたところを開拓したという部分もございますが、麻績村としても、今後、果樹等でしっかり協力隊員さん募集していくことになれば、ある程度の農地開拓も必要かなと思いますので、ご検討のほうをよろしくお願いいたします。

また、協力隊員の農作物の販売なんですけれども、実際マーケティング関連でやってられる方、管理しておられる方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） マーケティングにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、青果を販売する、それから加工品を作る、そういった中でイベント等に参加し、消費者のニーズを聞く中で、今後、自分たちが自立したときにどうやってものを売っていくか、それからかどういった青果物が望んでいるかというようなことを実際に研修をしているところでございますし、今の若い隊員でございますので、SNS等を活用する中で、卒業後については、そういったものも活用する中でやってほしいというようなアドバイスもこちらのほうからさせていただいております。

例えばブドウなんかも、今から一生懸命自分たちで植えているんですよというところをSNSで先に配信し、何年後かにできる、これについては期待してくださいというようなストーリーも考えて、ネットに配信するというようなことも必要ではないかというような話もさせていただいておりますので、若い隊員たちは、それなりに考えているかなと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） なかなかものを売る部分、確かに助成金で運営している部分もあって、いろんな足かせ、手かせがあるとは思いますが、その助成金がなくなった後、自分たちがどうやって食べていくのかという部分に関しては、早い段階で売るもの、作るもののプロからの助言等が必要かなと考えております。ただ、できたわ、売ったわ、これだったわという結果ではなく、どうしたら消費者の方にそういうものが求められるのか、手に取ってもらえるのかということはある程度、学問ではないんですが、しっかりと学習して、体系的に進んで

いかないと、何となく助成金頼みみたいな活動で終わってしまうと、せっかくの地域おこし協力隊という部分がちょっと寂しい団体になってしまうというような危惧をしておりますので、もう一度、最初の質問ではございませんが、地域おこし協力隊の考え方をもう一度原点に戻ってもいいですし、社会情勢が変わってくれば、考え方が変わると課長おっしゃいましたので、今の情勢と今後5年、10年、こんな格好で進むというようなことを、またNPOの人たちとも一緒にしっかり組んでいただいて、麻績独自の協力隊をつくっていただければと考えております。

以上で、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 5番、飯森寛志議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 宮 川 秀 俊 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、6番、宮川秀俊議員の一般質問を許可します。

宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 6番、宮川秀俊です。

さきに通告しました4点について質問をいたします。

まず最初、本町地区の若者定住促進住宅の広場についてを質問いたします。

本日も2番議員から質問がありましたので、重複する部分もあろうかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

まず、要旨1ですけれども、コミュニティー広場の場所選定の経緯についてお尋ねをいたします。

今年3月の予算説明において現地確認をしたところ、案内された場所については、面積が狭小で傾斜もあり、電柱もたっているような場所でありました。広場という定義からは程遠い場所でありましたが、若者定住施策の推進では、本町地区においては、平成26年度、2014年から建設が始められたと思いますけれども、地区の皆さんからは、戸数が増えるにつれて、安心して子供が遊ぶことができる児童公園、それと、来客者用の駐車スペースがないということで要望が出されていたと思いますが、要旨についてお答えをお願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私のほうから、コミュニティー広場の場所の選定経緯

という形でお答えをさせていただきたいと思います。

過去の記録簿などを確認させていただいた中のお答えとなりますので、よろしくお願いいたします。

平成29年10月30日でございますが、現在コミュニティー広場の事業予定地としております場所の隣接地権者との立会いが行われております。その際に、関係職員から造成地の利用方法の説明がされております。土地の形状の難しさ、斜面という部分であろうかと思いますが、あと住宅入居者から、駐車場、これは来客者用と推測されますが、希望をする声もある、宅地と駐車場として活用したいとお伝えをしております。

実際に住宅1棟は建設をされております。また、隣接地権者から、道路を挟んでの空き地には住宅を建設するかの質問に対しまして、今のところ住宅を建設する予定はない。入居者より子供が遊べるスペースを望む声があり、検討しているとお答えをしております。この隣接地権者との協議の内容を見ますと、既にコミュニティー広場の事業用地の場所と道を挟んだ緑地につきましては、駐車スペース、子供が遊べるスペースとの構想があったものと考えます。

その後に始まります本町地区との協議の中で、令和元年12月26日付で本町区長へ提示をしました事業予定地、これ図面でございますけれども、ここには、現在、コミュニティー広場の事業予定地としています場所と道を挟んだ北側の緑地をお示しているものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） この本町地区の若者移住定住住宅、最初この住宅、そもそもですけれども、住宅建設を進めるに当たって、当初から、公園あるいは広場というものは、必要性は認識があったのか。また、計画性はどのようなものであったのかお聞きしますが、現在住宅地図を見ると、AからA、B、C、D、Eまでありますね。それで、村道を挟んで明治町側へ戸数を増やして行って、用地の拡張ということが私には優先されてしまって、結果的に、3月に案内されたあの狭小な土地にならざるを得なかったのではないですか。その点はどうでしょう。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをしたいと思います。

全体の計画の中では、村長申し上げたように、公園という、または集会施設等のプランはなかったかと思いますが。用地自体は、何回かに分けて購入をさせていただいている経過がご

ざいます。それにつきましては、やはり好立地な場所でございます。住宅を望むニーズもあったという形で増やさせていただいて、現在に至っているものという形でございます。

そして、おっしゃるように、なかなか利活用が進まない場所につきまして、ご要望もいただいている中、また、前々からご要望いただいている中で、有効活用という部分で場所の選定がされているものと考えているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） それで、今年にぎわしたニュースの中に長野市の児童公園の廃止問題がありました。これは、全国ニュースでも取り上げられましたし、1件のお宅が子供の声がうるさいからだというような理由がされておりましたけれども、今回麻績村の予算で提案した場所も、明治町のところに住む民家の裏側ということなのですが、こういうことは検討されませんでしたか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 申し上げます。

先ほど申し上げたように、平成29年当時、もうそちらの場所というような、内部での構想があったわけでございます。それに従いまして、地区との協議が進んでいたところでございますので、そこも含めて、継続的に協議をさせていただいたという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

おっしゃるとおり、お子様の声という部分につきましても加味する中での選定であったと思うところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 平成29年ということですが、大分前になります。それで、予算化されたのは、ようやく今年になってからですね、3月で提案されたもの。それまでにどうしてもっと協議をされなかったのかなと思うんですが、要旨②に行きますけれども、地元区民への説明、それから協議の経過についてお尋ねをいたします。

午前中の答弁の中で、令和元年6月10日に話合いがスタートということでありました。これまで話合いが持たれたということであれば、何回持たれたのか、ちょっと時系列で教えてくださいたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 申し上げます。

細かい部分につきましてもちょっとご説明をさせていただきたいと思いますので、よろし

くお願いいたします。

地元区への説明、協議の経過につきましてでございますけれども、協議の始まりにつきましては、令和元年6月10日がスタートとなります。

まず、村側から本町区長に対しまして、若者定住促進住宅への公園施設について、地域住民のご意見、ご要望を取りまとめていただくようお願いをしております。そのお願いに対しまして、令和元年7月6日に本町地区におきまして、若者定住促進住宅にお住まいの皆様での話し合いを開いていただいております。令和元年7月16日付で、区において取りまとめたいただいた内容を文書にて、村側に頂いております。

要望事項は9項目ございました。見通しのよい場所と設置物が安全であること。フェンスをつけてほしい。土地が狭い（場所が未定のため分からないが）という注釈がついてございます。周りに自転車、子供の足こぎができるような仕様にしてほしい。ベンチ、あずまや、水道施設、トイレ等があってほしい。公園の管理はどこでやってもらえるのか。砂場はないほうがよい。道路標識、止まれ、徐行、公園場所の看板等の設置。子供ができるような遊具と大人もトレーニングできるようなものを設置してほしい。近隣の棟から十分離れた位置であること。

この要望などに対しまして、令和元年12月26日付で、村から本町区長へ文書にてお答えをしております。設置場所について、別紙図面の位置となります。これにつきましては、提示した設置場所の図面につきましては、本年度コミュニティー広場の事業予定地としている場所と道を挟んだ北側の空き地を示しております。危険防止のため、ネットフェンスを公園外周に設置します。設置場所は、住宅地から見やすい場所を選定しています。道路標識については、必要により設置します。設置については、村負担として設置いたしますが、設置後の維持管理については、本町地区の管理となります。地区要望として、従前に設置した公園については、地区の管理を前提として建設をしていることから、今回の公園についても同様となります。遊具と砂場については、万が一事故が起きた場合、責任が取れないことから、設置は難しいと思います。（設置した場合は、地区の管理となることから、地区の責任となります）と。

続きまして、令和2年2月16日開催の本町地区常会において、区民より要望等の意見が多数出されているため、行政より区民に説明してほしい旨のご依頼を本町区長様から文書にていただいております。その中に記載としまして、意見・要望等という形でございますが、設置場所が悪い、道路を挟んでいるため、事故等の可能性がある。村で造った団地なのに、管

理は村ではないか。村からの図面が決定なのか。一度行政から区に説明に来ていただき、本町区では令和2年4月11日か12日の午前10時に常会を予定しているので、行政の方の予定をお聞きたいと思いますのでご連絡くださいという形で文書を頂いてございます。

令和2年3月26日に文書により区長に対しまして、本町区より出向いての説明を要望いただきましたが、新型コロナウイルス予防の観点から、室内での会合を控えさせていただきたい旨といただいていますご意見、ご要望に対しての回答を併せて文書にて、本町区長様へ連絡をしてございます。ご意見、ご要望に対しての回答としまして、設置場所が悪い、道路を挟んでいるため、事故等の可能性があるに対して、回答としまして、団地内の空き地が2か所あるため、参考として、両側に公園のイメージ図をお示しさせていただきました。村としましては、南側の広い空き地に広場を設置することが望ましいと考えています。面積が増えると管理も大変となります。事故等の未然防止のため、周囲にネットフェンスの設置を考えていく予定です。村で造った団地なのに、管理は村ではないかの質問に対してまして、村の方針として、地区からご要望いただいて造った公園については、全て地区の管理とさせていただいております。上井堀、矢倉、天王という形でお示しをしてございます。村からの図面が決定なのか。あくまでも案としてお示しをさせていただきました。全てのご要望にお応えできるか分かりませんが、団地内の住民が憩える公園として、なるべく希望に沿えるよう対応させていただきます（事故等の管理責任の問題があり、遊具の設置は考えておりません）。

以降でございますが、本町区と村の間では協議がされてございません。

令和4年6月5日でございますが、本町区長と私、別件でお行き会う機会がございました。説明会開催についてのご相談をさせていただき、地区の常会にて説明させていただくことになりました。令和4年6月30日に開催されました村長が出向いての本町地区の地区懇談会終了後に、私のほうから今までの経緯を簡単にご説明申し上げた後、令和元年12月26日付で、お示しをしました図面によりご説明をさせていただいております。それぞれご意見、ご要望をお聞きして、辞去してございます。

令和4年8月1日、本町区長が来庁されまして、常会の中で若者定住の入居者の方々から、公園について村に対して要望をお伝えしたい、その場の設定をしてほしい旨の話をいただきました。お盆明けはどうかとのことでありましたが、新たにお示しする資料ができていないため、時間が欲しいとお願いをした結果、本町区長様からご了解をいただいております。

令和4年9月25日、若者定住促進住宅の住民の方と正副区長が集まった懇談会に村長と私

が出席し、様々なご意見をいただきましたが、最終的には、予定用地でご了解をいただいています。ただし、広場の形状を盛土をして平らにするのか、もともとの形状を生かした斜面とするのかは、地元で協議をいただくこととなりました。

令和4年10月4日、本町区長が来庁され、盛土をして平らにすることで、常会で決定したとご連絡をいただいております。

それ以降の説明、協議はされておられません。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 場所については、令和元年12月26日、本町区長へ設置場所を提案されたということで、間違いないですかね、これは。はい。

ただ、私、若者住宅の皆さんに聞くと、場所については知らなかったという方が、これは、区長の判断で、コロナが始まってきてなったのか、その点はちょっと確認してみないと分かりませんけれども、この場所を提案したときに、複数箇所を提案されたのか、それとも最初からもう選択肢がこの場所ではほかにはありませんということでしたか、その辺の説明はどうかしましたか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 私が関わっているものにつきましては、令和4年6月以降となります。その際には、先ほど申し上げたように、前段で場所の図面等が地区のほうに示されておったということでございます。また、先ほども申し上げたように、内部での協議の結果につきましては、図面の場所となっておったわけでございますので、特段複数箇所をお示ししてのご説明はしてございません。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） ですから、私が確認したかったのは、選択肢がない中で、あの場所しかないんだということであれば、それは、傾斜もあるから、あそこの若者定住の皆さんの要望としては、盛土をして、平らにしてくださいということと、それから村としては、電柱を撤去しますということではなかったと思うんですよ。だから、最初からあそこだと村側が決めたちゃった、その一番の根本を私は知りたいんです。

それで、以下に移りますけれども、3、4、一緒にお応えいただいて構いませんけれども、この公園問題については、17期、飯森茂孝議員が平成29年12月の一般質問が最初であった

と思います。

それで、その中で、ずっと何回か質問されておりまして、令和元年9月議会において、飯森議員からの質問に対して、進捗状況が尋ねられております。当時振興課長は、公園の場所については明言した覚えはないと答弁されております。私もこれからお聞きしているわけですが、平成30年4月23日開催の農業振興地域整備促進協議会の、私も委員として出ておりましたので、そのときに私も聞いた話の内容からすると、資料を出していただいた11の地区の中で11番目の村民から提供していただけるというところを公園として申請したいということで、私も納得したつもりでおりますし、また、議事録は、このとき、あるなしは今さら言ってもしょうがないかと思いますが、このときの議事録はあるのか、それから要旨4のこの農振除外のそもそも目的及び申請した日、県のほうから許可が下りてきていると思いますけれども、その日付を教えてください。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、1点目、平成30年4月23日に開催の農業振興地域整備促進協議会の議事録につきましてでございますけれども、議事録については整備がされているものでございます。

続きまして、農振除外の目的及び申請日、許可された日付でございますが、申し上げたいと思います。平成30年5月9日付、農業振興地域整備計画の変更に関わる事前協議を松本地域振興局長に対しまして行っています。変更理由、事業の内容としましては、公園と表記がされてございます。変更を行う具体的な理由でございますけれども、近年麻績村では、若者定住住宅の建設に力を入れており、人口減少抑止に一定の効果が出てきている。この効果をさらに発揮するため、住民の憩いの場となる公園用地の確保が急務であるためとされております。その事前協議に対しまして、平成30年5月24日付で、松本地域振興局長より、事前協議に対しての同意がされてございます。

その後、麻績村農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を平成30年5月31日から同年7月2日まで縦覧期間を設けてございます。平成30年7月18日付で長野県知事に対しまして、農業振興地域整備計画についての協議をしてございます。変更理由等につきましては、事前協議時と同様でございます。その協議に対しまして、平成30年2月25日付で長野県知事より、協議に対しての同意がされてございます。平成30年8月1日付で麻績村農業振興地域整備計画を変更した旨の告示をしております。同日が農振除外日となるわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） そうすると、そもそも農業振興地域、整備促進協議会で、農業委員会を通じて県のほうへ上げて、許可が下りてきたということであります。前の話を恐縮ですけれども、この農業振興の協議会において、上げるに当たっては、公園とした理由は何です、手っ取り早くということですか。今回の3月のコミュニティー広場とは全然違う話ですね。それで、公園として上げた理由と、今現在のこの村民からご提供いただいた土地、管理状況、それについても教えていただきたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをしたいと思います。

まず、管理状況からお答えをしたいと思います。管理状況につきましては、ご提供いただいた土地については、現在、特に建造物等建っていないわけでございますけれども、職員によります年数回の草刈りを実施するなどの管理をしてございます。

それと、申請に関わる部分の公園と、今回コミュニティー広場の公園という部分は、全くリンクしないのかという形ではないわけでございますけれども、議員もご出席いただいてございました農業振興地域の整備促進協議会の議事録を見させていただくわけでございますが、その中で、会長であります当時の高野村長、ご挨拶の中で申し上げている部分がございます。若者定住促進住宅を進めてきて、大変人気があるということと、そういった中で、現在若者定住住宅に居住されている方から、いろんなご意見、ご要望をいただいていますと。例えば公園ですとか、共同で使う駐車場ですとか、皆さんが使う広場があればとかです。特に公園設置については強いものがあると認識をしているというようなご挨拶でございました。さらに村としましては、福祉施設の充実を図っていく必要があると。村の中心地で適切な場所があればと、探しているところであるというお話をされてございます。地権者の方から、ありがたいお話で申出をいただいたと。公園、駐車スペース、そういったご要望もいただいております。また、村とすれば、福祉施設の充実という部分がその当時検討がされていたと思われます。いずれにしても、村が農地を取得するには農振除外をしなければいけない。何らかの形で申請行為を起こさなければいけないという部分がある中で、ご要望いただいている公園という形で申請がされたものと考えてございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） しつこく聞いて申し訳ないんですけれども、そもそもこうやって公的

な会議を開いて、農振除外を県にしたわけですね。それで、今聞くとところによると、福祉施設の建設等も考えられるというような話をお聞きしましたがけれども、当初の段階でここを選定されたときに、周囲の住宅の皆さんにも聞いているわけですね。それで、許可を得て、その周囲の住宅の皆さんからも声を聞いた上で公園としたいんだということで、了解を得てやっているということで、これは、私は、今の課長の答弁、ちょっと趣旨が違うんじゃないかと思うんですよ。

そして、全然公園以外にやるということであれば、この農振除外申請は、麻績村が虚偽申請をしているんじゃないかとは思われないんですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 手続上の部分でご説明をさせていただきたいと思います。

農振除外から農地転用がされず、いまだに空き地という形になっている部分でございますけれども、これは、松本地域振興局農政課のほうに確認がされている内容をそのままお伝えしたいと思いますが、該当地につきましては、ちょっと明言を、地番等は控えさせていただきます。変更理由については公園という形で、先ほど申し上げたように申請がされている中の部分でございますが、農振除外から農地転用許可申請までは、国・県ガイドライン、法令等を確認しましたが、期限等の明記はないということでありまして、今現在平地となっている部分についても問題ないかと思います。

近隣等の調整に、農振除外したまま、農地転用許可申請に至らなくても特に問題はない。農振除外時の計画から変更になる場合は、新たな計画が農振除外の要件に該当するか、審議する必要があると思われる。しかし、市町村の計画に基づき、施設等の公共性が特に高いと認められる事業の用に供する土地は、基本的に農振除外となるため、問題ないと思われる。

なお、該当地は第3種農地であるため、農地転用許可申請については、原則許可となる見込みという形でご回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） この問題については、これで最後にしたいと思いますけれども、除外申請はあくまでも基本に沿ってやるべきだと思っています。それで、今回村がコミュニティー広場として提案した場所については、私は撤回していただきたいし、当初から最適な候補地として私も理解しておりました土地でありますし、住宅の皆さんもそういう話を聞いていたんだということで、あそこに戻してもらいたいというような話も伺っております。これか

ら地元区長、住民の方の要望を聞きながら、私は、速やかに子供の遊べる広場として、あそこは最適な土地だと思いますので、積極的にスピード感を持って、やっていただきたいと思います。

あの若者定住、今30戸ぐらいですか、いますけれども、人口が今、6月1日現在だと、もう2,500人を割ってきていますよね、麻績村は。あそこの住宅へ移住定住で来たおかげで、そうはいつでも社会増が増えたということで大変ありがたいと思っておりますので、午前中村長から答弁いただきましたけれども、住民の皆さんとしっかりと協議して、いいものを私は造っていただきたいなと思っております。

それでは、次の質問、2番目にいきますが、男女共同参画条例の制定について、審議会設置の考えについて伺います。

私は、かねてより条例制定を望むものとして、以前も質問をしてきました。村としては、計画は策定してあるものの、条例化には至っておりません。昨年10月議会においては、先進地である朝日村へ研修に行っておりまいました。今回18期の議員間では、趣旨は、私は理解されていると思っております。

また、今年春の統一地方選においては、県下77市町村のうち、女性議員が一人もいない7議会に入っておりますし、理事者側においても女性の管理職がおりません。当村にとっては、村民の意識改革を図り、女性活躍推進を促すためにも、条例制定は喫緊の課題であると思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、私のほうから、条例制定、議会設置の考えはということでお答えさせていただきます。

初めに、当村の男女共同参画計画についてご説明申し上げます。

当村では、平成29年3月に麻績村男女共同参画計画を策定いたしまして、基本理念を「だれもが輝き だれもが暮らしやすい 麻績村をめざして」といたしました。そのほか、5点の基本目標といたしまして、1つ目が、男女の人権の尊重、2つ目が、男女の仕事と生活の調和の実現、3つ目が、配偶者などからの暴力の根絶、4つ目が、政策・方針決定過程への女性の参画、5つ目が、個性を認め・活かし・支えあって創る地域社会を定めたものでございます。

計画の期間でございますが、平成29年度から令和8年度までとなっております。計画期間中に計画内に記載されています関連する各分野の諸計画の計画期間が更新されたことも認識

はしているところでございます。関係する諸計画は、計画期間内中に更新されたものといましては、国や長野県の男女共同参画計画、麻績村振興計画で、今年度につきましては、令和6年度から令和8年度までの期間の麻績村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定年度になり、準備を進めているところでございます。しかしながら、現在の基本理念や基本目標につきましては、現代社会の課題との向き合い方と相反する状況ではないと、こちらでは見受けられています。

ご質問の条例制定審議会につきましては、今年度策定する麻績村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の内容も踏まえまして、条例制定について、関係する課や理事者ヒアリングにて、相談してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） ぜひ今年度中に会議を開いていただきたいと思っております。

それで、長野県の男女共同参画の課から、毎年4月1日現在の条例制定計画策定状況がありまして、麻績村は、計画はあるけれども条例なしという、30町村ですかね、その中に入っておりますので、この市町村の審議会、議員に占める女性の割合ですね、10%未満、これは7つの市町村に入っております。これは令和4年4月1日現在ですけれども、こういう背景もありますので、早急に進めていただければと思っております。

それでは、要旨2番、人権問題に関する推進・啓発についてお伺いをいたします。

今月でしたか、村長以下も、人権啓発ということで、駅頭で人権擁護委員、あるいは民児協の方もいたかもしれませんが、チラシ配布なり、啓発活動をやっておりましたし、村としては、毎年12月、公民館はじめ、人権週間ということで交流センターで講演会が開かれております。今現在は、男女格差だけではなくて、ジェンダー平等でありますとか、LGBTへの差別禁止といった様々な人権問題が提起されております。また、今回できました第7次振興計画におきましても、人権ということで載っております。

午前中、7番議員から、保育園の保母さんの研修についてということもありましたけれども、役場職員へのこういった研修ですね、人権啓発に関しての研修、あるいは差別ないようなということで、職員研修はもちろんですけれども、小・中学校においても、小さいときから、こういった人権意識を持つ教育ということが非常に重要になってきているんじゃないかと思います。文科省で今年3月、教科書の検定結果が公表されておりますけれども、LGBTなど性的少数者への配慮、ジェンダー平等ということが以前より大分項目として追加され

てきておりますので、現在の人権問題に関する推進・啓発に向けての取組状況を含めて、お伺いをいたします。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、人権に対しての啓発の取組についてご回答申し上げます。

令和5年度の長野県人権擁護委員連合会啓発活動の重点目標といたしまして、「誰か」のことじゃない。～全ての人の人権を守る取り組みを進めよう～を今年度の啓発目標として進めています。当村といたしましても、長野地方法務局、松本地域振興局、松本人権擁護委員協議会の関係団体と共に啓発活動、啓発事業を実施しているところでございます。

初めに、人権問題に関する推進でございますが、6月4日の日曜日、12月3日の日曜日に人権なんでも相談といたしまして、麻績村役場を会場といたしまして、特設相談所事業を開設する予定で、既に実施もしております。

続きまして、啓発の取組といたしまして、人権擁護委員の日の啓発活動として、6月2日金曜日に聖高原駅前におきまして、麻績村と筑北村の人権擁護委員さんと共に街頭啓発活動を実施いたしました。また、12月15日の金曜日は、人権週間啓発事業としいたしまして、麻績村と筑北村の人権擁護委員さんと共に商業施設等で啓発事業を今予定しているところでございます。

また、人権擁護委員さんによります小学校や中学校への人権啓発物の配布や広報誌等による啓発の取組を実施している状況でございます。

あわせて、先ほどのLGBTQ等の関係であったり、小・中学校への人権等の関係でございますが、子ども基本法がこの4月から施行されたことに伴いまして、例えば子ども基本法でお子様のご意見が学校等に通じて、制服が統一化されたとか、そのような事例もお聞きしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 先ほど来からお聞きしておりますが、大人になってからではなくて、やはり私は、小さいうちからの教育というのが必要になってくるんじゃないかと思います。それで、この後教育方針についてお伺いしますけれども、まず最初に、その人権の話をしましたので、ぜひ小学校、中学校でも、こういった人権教育というものを進めていただければありがたいかなと思っております。

それでは、3番目の教育方針で、1番目の要旨1ですけれども、施設一体型の小・中一貫校についての考えを伺います。

現在は、当村においては分離型ですね、保・小・中一貫教育が行われています。保育園を含めるということに私は疑問であります、あくまでも教育というのは、小・中一貫教育を目指すべきだと思っております。保育園は別立てで考えていくべきじゃないかと思っておりますが、今回、総合教育会議があったかと思えますけれども、将来の学校の在り方について検討されたのかどうか、その点、児童・生徒数が減少していく中で、このままでよいのか、あるいは5年先、10年先を見詰めてやっていくのか、その点をお伺いしたいですが、お願いします。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

本年度、総合教育会議におきまして、それぞれ保育園、それから小学校、中学校、現状を報告をし、今後どういった方向で進めていくのが麻績村にとっていいのかというようなことを検討いたしました。そういった中で、ここ数年やはりいろいろなところの研修等ができておりませんでしたので、他の市町村等も視察等をしながら、進めていくことが必要であろうという結論に達しまして、継続的に審議をしていくということになっております。

今、小・中の一貫教育ということに関してでございますけれども、本年度は、その一貫教育に関して、非常にやっぱり重要に考えておりまして、4月から教職員の研修、それから合同の職員会議、さらには小・中の校長を交代研修等、新たなことを推し進めまして、さらに一貫教育を充実させていくというところで考えているところであります。施設がそれぞれ分かれているという状況の中で、県内でも一貫校で1つの校舎を共有していたりするところが幾つかありますので、そういったところも見ながら、麻績村にとって何がいいかということ今年度検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 今、教育長のほうからお話しいただきましたけれども、ソフト面においては、小学校、中学校の教師の皆さんが往復して、授業をなさっているということですが、その授業こま数が小学校45分ですか、中学は55分だったか、10分ぐらい多分変わってくると思いますけれども、そういった面での苦勞でありますとか、往復する先生方ですね、そういったところがどうしても効率化の面で一つ納得いかないという面があります。

それともう一つは、ハード面でありますけれども、小学校、中学校とも、建設から多分50

年前後、今経過しているんじゃないかと思います。毎年予算見ると、補正予算含めてですが、補修費とか修繕費、その他管理費用が大分かかっております。また、これからは、今言われております大変教職員の確保も困難になるというような報道もされておりますので、その辺は、教育長、また村長、これから一体型の学校を造っていく考えはあるのか、その辺お伺いします。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） 小学校、中学校の一体型の校舎といいますか、教育をということでございます。

県内では、本村と同じぐらいの人数規模で、菅平の小学校、中学校が施設一体型の一貫教育をやっております。簡単に言うと、玄関があって、左右に小学校、中学校の校舎がもう同じ建物の中であるという状況でございます。施設が一体であることから、校長、あるいは養護教諭、事務職員、校用技師、それから専科教員等が兼任で1人であります。小学校、中学校なんだけれども、校長1人、事務職員1人、それから専科の教員が1人、例えば音楽であったり、体育であったり、技術家庭科であったりというようなところで、教職員の数が一気に減ってしまいます。そうすると、やはり一人一人の子供たちに個に応じた指導ということを見ると、やはり教員の数が一気に減ってしまいますので、その点では少しやりづらいであろうし、なかなか思いどおりの教育ができない部分もあるかというふうに思いますので、私としては、教職員の数をしっかりと確保するためには、分離型のほうがよいのではないかなという考えでございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 分かりました、ありがとうございます。

これについては、これからも検討課題だと思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。

それでは、要旨2にいきますけれども、少人数学級の対応と現在の状況についてお伺いをしますが、これは、以前からも何回も話に出てきておりましたが、筑北村との学校統合、破綻して、それぞれの村が独自の教育路線を歩むこととなったわけではありますが、この筑北地域においては、麻績村ばかりではなくて、筑北村民の方でも疑問を呈している方がおりますが、単級での特色ある授業ですね、これについては非常に苦慮をされていることと思います。現状はいかかなものでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） それでは、現在の状況についてお話をしたいというふうに思います。

現在、1つの学級の上限の人数は35人というふうに決められています。これは国で決められている定数であります。その数を下回ると、少人数学級という形になります。麻績小学校、筑北中学校ともに、1学級で、両校の中で一番多い人数で、中学3年生が24名、それ以外の学年は平均すると15人ぐらいですので、いずれも麻績小学校、筑北中学校ともに、全てが少人数学級であるという現状であります。

少人数学級のメリット、デメリットを挙げますと、ご指摘があったとおり、メリットとしては、やはり個に応じた個別の指導が非常にやりやすいということがあります。それから、個々の児童・生徒に活躍の場がたくさんあるというようなこと。担任の先生、あるいは教科担任の先生と生徒が深く結ばれて、安定した学校生活を送りやすいというようなよい点があるかというふうに思います。

一方、デメリットとしては、集団での学習が必要な教科、例えば音楽で合唱をするだとか、体育で集団的なスポーツをするだとかいうような学習においては、学習内容の習得がしづらいということもありますし、人数が少ないことによって、互いの評価がある程度固定化してしまって、誰々ちゃんは運動できる、できないとかいうようなことが固定しやすく、競争心だとか向上心が育ちにくいというようなデメリットが挙げられます。

そのような状況の中でも、小学校、中学校ともに、私も何度も訪問をして、見えてくるわけではありますが、先生方の工夫と努力によりまして、今新たな学び方、ICTを使ったものであるとか、遠隔で画面を使ってというようなことをやっておりますので、少人数ならではの成果を上げてくれとともに、そういったことの新たな学習にも取り組んでいただいて、デメリットの部分を大分解消できているんじゃないかなということを考えています。

そうはいいまでも、まだまだ難しい部分がありますので、今後も職員研修並びに連携等をより活発にして、充実した教育に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） やはり少人数での単級クラスというのと、なかなか学習成果というのが見えづらいというか、難しい面だと思っておりますので、ICTでタブレットも配布されておりますので、ぜひ有効活用していただければと思っております。

それでは、もう一個ありました。教育次長ですね、これは。

コミュニティスクールの現状と課題についてお聞きいたしますけれども、今年度より、従来からありました小学校のおみっこ応援団、それから中学校のチーム筑北を合体して、小・中一体となった学校支援が新年度からスタートしたと思いますけれども、2か月余り経過したところを見ると、私は、ちょっと予想、期待に反して、支援者が集まっていないのかなというような気がします。

そこで、村民の関心度が低いんじゃないかと思いますので、魅力ある学校づくりですとか、支援の呼びかけに対して、どのようにこれから考えているのか、その辺を伺います。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） コミュニティスクールに関してのご質問でございます。

ご承知のとおり、本年度から小学校と中学校を合同でコミュニティスクールを立ち上げるということで5月に新たに立ち上がったところであります。実際に初めての試みでございますので、手探りの状態があるわけでありまして、コミュニティスクールの中に5つの委員会を設けました。総務、それから学習・キャリア、子供の居場所、図書館、安全・環境というような形で部会を5つに分けまして、今それぞれの部会のところでどのような活動をすればいいかということを検討し、それぞれの部員、あるいはボランティアを集めることがようやくスタートしたところでございます。まずは、それぞれ小学校、中学校からの要望を聞いて、こういうことで支援をしてほしいということを今出しているところでありますけれども、実際にその形が間もなく出てくるというふうに思いますので、広報をしっかりと、具体的な人集めといいますか、ボランティアの募集に入っていきたいと思います。現在のところ、ちょっとまだそのところが出遅れているということは確かでございますので、今後頑張って取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 魅力ある学校づくりというのは、住民が無関心であってはいけないと思います。ぜひ広報をしていただいて、なるべくいい状況に持って行って、支援の輪が広がっていくように期待しております。

それでは、最後になりましたが、4番目、里山の整備計画についてお伺いしますが、時間の関係上、1から3まで一括答弁をお願いいたします。

まず、1番目、林地台帳は作成されているのか。

それから、2番目、生活道路への支障木撤去要請について。

それから、3番目、今年度の重点整備計画について伺いますが、私、17期のときに造林業をやっております、村内の村境確認にも行ってまいりましたが、当時、林務担当の方に聞いたときでは、まだ林地台帳というのは整備されていないということでありました。林野庁からのものと、平成28年5月に森林法が改正されて、市町村が森林の土地の所有者ですとか、境界に関する情報などを整備するということになっておりますが、村の現在の状況。

それから、生活道路への支障木要請については、これは私の地元区で要請がありましたんで、それを早急にやっていただいたことに感謝申し上げます。

そのほかにも村内、村道に関わるものについて要請を受けておりますので、ちょっと課長に書き止めていただきたいんですが、1点目は、本町地区から国道403、市野川へ向かっていく左側、上平へ行く集落のところの細い道ですけれども、あそこも、こちらから上がっていくと、左の山から大分支障木といいますか、木のつるとか、もうこれは、軽自動車でも、屋根に当たるような大変厳しい状況になっています。それともう一つは、下井堀のサンライフ、デイサービスから日向方面へ登っていく、あの左側の山からも大分道路側へ接するような木が来ております。枯損木の処理だけでも大変なんですけれども、こういったところの生活道路というのは、危険性もありますので、早急に考えていただきたいと思いますし、また、今年度の里山の重点整備地区というのが計画されているようでしたら、それも、以上お願いしたいと思います。

これが最後の質問です。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、申し上げます。

林地台帳の作成状況でございますけれども、平成31年4月に一部エリアを除きまして、林地台帳及び林地台帳地図の作成は済んでございます。未制作の一部エリアにつきましては、四阿屋山付近となります。作成当時、当該範囲の公図がデータ化されていなかったということが理由となります。今後、その範囲につきましても、整備を検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、生活道路への支障木撤去要請についてという形でございます。

雑木につきましては、地区の住民の皆様、また私たち職員が出向いて、処理をする場面もございます。ここにつきましては、松くい虫の被害という部分でお答えをしたいと思います。

松くい虫被害の拡大、または激害化によりまして、地区などから出される住民生活に支障

を来している枯損木の撤去などの要望は、被害状況の拡大と比例しまして、増加しておるところでございます。対策としましては、危険木除去処理事業として、各地区から出される要望箇所など、倒れる危険性が高い枯損木を中心に処理を行っているところでございます。

また、大雨、強風、台風の後、内各所で倒木が発生します。それらにつきましては、道路パトロールと併せまして、可能な範囲で職員にて処理している状況もございます。

いずれにしましても、松くい虫による被害の進行スピード、処理に追いついていない、また、里山の整備が追いついていない部分もございます。今後におきましても、国・県補助金を積極的に活用する中で、対策事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、今年度の重点整備計画ということころでございますが、これにつきましても、地区要望箇所を中心に危険性の高い枯損木の処理を行うものでございます。伐倒薫蒸、また、危険木伐採処理というような形になります。そういったものを継続的に実施をさせていただきたいと考えておるところでございます。

筑北パーキング周辺整備でございますが、活用しておりました補助金が今年度割当てがなかったということで、実施ができないことは非常に残念であります。次年度におきましても、補助要望を行い、観光地としての高速道路沿線の森林景観整備を進めてまいりたいと思っているところでございます。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 質問事項が終わりましたので、質問しません、要望ですけれども、先ほど2番目の生活道路への支障木、ここは、ぜひ現地確認をしていただいて、早急に検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（峯村賢治君） 6番、宮川秀俊議員の一般質問が終了いたしました。

◎委員長報告

○議長（峯村賢治君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

社会文教委員会に付託しました第5－1号 介護保険制度の改善を求める陳情、第5－3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の採択を求める請願の結果について

での報告を求めます。

塚原利彦社会文教委員長。

〔社会文教委員長 塚原利彦君 登壇〕

○社会文教委員長（塚原利彦君） 社会文教委員会に付託をされました陳情 1 件、請願 1 件の審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第 5－1 号 介護保険制度の改善を求める陳情については、採択、意見書提出としました。

介護保険制度の施行から 22 年が経過しました。介護保険制度の当初の目的は、介護の社会化であり、介護を社会全体で支えようとするものでした。ところが、度重なる制度改定や介護保険改定により、必要な介護サービスが利用できない事態が広がっており、コロナ禍はこの事態をさらに加速させています。介護保険制度を見直し、介護をする人、受ける人がともに大切にされるという趣旨は妥当であり、本委員会は採択、意見書提出といたしました。

次に、第 5－3 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願については、採択、意見書提出としました。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上を図る制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。しかしながら、小泉政権下の三位一体改革の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については、2 分の 1 から 3 分の 1 に引下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。厳しい財源の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、今のままでは、財政規模の小さな自治体では、十分な教育条件が整備できず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。子供たちがどこに住んでいても、一定水準の教育が受けられるよう、学びを保障するための条件整備には、不可欠である教育費国庫負担制度の堅持・拡充についての趣旨は妥当であり、本委員会は、採択、意見書提出といたしました。

社会文教委員会に付託されました陳情 1 件、請願 1 件の審査報告であります。

以上です。

○議長（峯村賢治君） ただいまの社会文教委員長の報告によると、第 5－1 号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出を求める陳情、第 5－3 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書採択を求める請願については、それぞれ採択、意見書提出です。

それでは、付託案件の採決をします。

委員長の報告のとおり、第５－１号の陳情及び第５－３号の請願は、採択、意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、第５－１号の陳情、第５－３号の請願は、採択、意見書提出することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（峯村賢治君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で、令和５年第２回麻績村議会６月定例会第２日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 ３時３４分

令和5年第2回麻績村議会定例会（第3日）

議 事 日 程（第3号）

令和5年6月13日（火）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第1号 麻績村新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第2号 麻績村新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免措置の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第3号 令和5年度麻績村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第4号 令和5年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第5号 令和5年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第6号 上程
- 日程第 7 議案第6号 令和4年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 8 発議第1号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について
- 日程第 9 発議第2号 「介護保険制度の改善」を求める意見書の提出について
- 日程第10 発議第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について
- 日程第11 発議第4号 議会議員の派遣について
- 日程第12 閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

出席議員（8名）

1 番 飯 森 茂 孝 君

2 番 塚 原 利 彦 君

3 番 宮 下 朗 君

4 番 茂 木 泰 男 君

5 番 飯 森 寛 志 君

6 番 宮 川 秀 俊 君

7 番 清 水 清 君

8 番 峯 村 賢 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（ 1 0 名）

村 長 塚 原 勝 幸 君

副 村 長 宮 下 利 秀 君

教 育 長 加 瀬 浩 明 君

村づくり推進
課 長 塚 原 敏 樹 君

総 務 課 長 森 山 正 一 君

住 民 課 長 青 木 秀 典 君

振 興 課 長 塚 原 貴 志 君

観 光 課 長 宮 下 浩 保 君

教 育 次 長 臼 井 太津男 君

代表監査委員 飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長 塚 原 優 仁

書 記 堀 内 勝

開議 午後 1 時 0 0 分

◎開議の宣告

○議長（峯村賢治君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員、8 名全員です。定足数に達していますので、令和 5 年第 2 回麻績村議会 6 月定例会第 3 日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より撮影、傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、議案等の確認及び本日の議事日程について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎議案第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第 1、議案第 1 号 麻績村新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第2、議案第2号 麻績村新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免措置の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第3、議案第3号 令和5年度麻績村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第4、議案第4号 令和5年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第５、議案第５号 令和５年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６号の上程、提案理由の説明

○議長（峯村賢治君） 日程第６、令和４年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約の変更契約の締結についてを上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 令和５年６月定例議会に提出いたしました追加議案の提案理由を申し上げます。

議案第６号 令和４年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約の変更契約の

締結についての提案理由を申し上げます。

繰越事業の令和４年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事につきまして、契約内容に変更が生じたため、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものがあります。

なお、議決後は仮契約を本契約に切り替えるものであります。

以上、議案１件です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 提出者の提案理由説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） お諮りします。

ここで暫時休憩し、議案第６号について、全員協議会にて提出者より詳細説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

それでは暫時休憩といたします。委員会室へ移動してください。

休憩 午後 １時０６分

再開 午後 １時４３分

○議長（峯村賢治君） 会議を再開します。

◎議案第６号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第７、議案第６号 令和４年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第8、発議第1号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

発議議員の説明を求めます。

宮下朗議員。

〔議会運営委員長 宮下 朗君 登壇〕

○議会運営委員長（宮下 朗君） それでは私のほうから水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の説明をしたいと思います。

今般、国から水田活用の直接支払交付金の見直しが示されました。国の農業・農村を取り巻く環境は、農業者の減少、高齢化の進行、輸入農畜産物の増加等により、大変厳しい状況下にあります。このような中でも、当村においては、聖山水系や麻績川等の水利を生かした水稲作付けにより食糧供給基地として主食用米を供給してまいりました。また、生産数量目安に即した生産を実施するため、水田フル活用による生産調整の取組を推進し、ソバ・麦等への転換を積極的に実施することにより農地を保全してきたところです。

そうした中、農林水産省から、令和4年度より5年間に1度も水張り利用しない水田は交付金の対象より除外するという方針が示されました。さらに、今年に入り、畑地化促進事業も展開され、農業経営の見通しや営農計画が立てられないなどの深刻な影響が生じています。

このような状況を踏まえ、農村が将来にわたり農地を保全し、農業者が安定的な地域農業経営が展望できる制度を構築するよう、意見書を提示提出いたします。

将来にわたって希望の持てる農業・農村であり続けるやられるよう「今後５年間に１度も水張りが行われない水田は除外」の項目については、再考すること。

今回の見直しにより、交付金の対象水田から除外されることにより、農地維持や農業水利施設の管理が困難となり耕作放棄地の増加や離農者の増加が懸念される。運用については、生産現場の実情や課題を十分に調査し、丁寧な説明を行い進めること。

山間部の積雪地帯においては、水路の通水確認と畔の確認で水田の機能を維持しているとの判断を講じること。

農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化した場合、生産者の所得が減少せず意欲を持って生産活動に取り組むことができる支援措置を速やかに講じること。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 発議の説明が終わりました。

質疑を行います。

発議第１号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第１号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第２号の上程、質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第９、発議第２号 「介護保険制度の改善」を求める意見書の提

出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第10、発議第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第4号の上程、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第11、発議第4号 議会議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

○議長（峯村賢治君） 日程第12、閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から麻績村議会会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会議日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の所掌事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（峯村賢治君） 本日予定されました議事日程は、終了いたしました。

また、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶があります。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、それぞれ重要な案件をご提案申し上げたところ、細部にわたり慎重にご審議をいただき、全て原案どおりご承認賜ったことを厚くご礼申し上げます。ありがとうございます。

また、一般質問では7名の方々、ご提案や村政全般にわたりししていただきました。

中には早急に対応しなければならない事業や、また研究を深めながら新たな村づくりの施策につながる事項など、多くの貴重なご提案をいただきましたことに感謝を申し上げるところでございます。

引き続き、村政執行に対しまして、一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスも第5類となったとはいえ、まだまだ、感染いたしますと重症化したり、後遺症で苦しむ傾向もあり、予断を許さないところでございますので、感染予防には十分注意を払っていただきたいと存じますところでございます。

以上、本定例会閉会に当たりまして、ご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（峯村賢治君） 以上をもちまして、令和5年第2回麻績村議会6月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時52分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員